

北九州市監査公表第 34 号  
平成 17 年 8 月 15 日

北九州市監査委員	山 柿 勝 利
同	大 津 雅 司
同	城 戸 武 光
同	泊 正 明

北九州市長から、包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

1 外部監査の種類

包括外部監査

2 選定した特定の事件

「委託料に関する事務の執行」

3 監査の期間

平成 16 年 6 月 21 日から平成 17 年 3 月 25 日まで

4 監査公表の時期

平成 17 年 3 月 25 日（平成 17 年監査公表第 17 号）

## 5 監査の結果に基づく措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>I . 経済文化局 1 . 国民宿舎管理運営業務</p> <p>市が独自に予定価格を積算すべきである。【観光課】</p> <p>予定価格は、委託先から入手した見積書と、内訳を含めて全く同一の内容で計算されており、予定価格と委託先からの見積金額との比較検討を行った資料もない。委託業務要綱の一部改正についての通知（平成11年2月）において、業者等の見積価格をそのまま予定価格とすることのないようにとされているとおり、経済性や効率性等の観点から市独自に積算を行うことが必要である。</p> <p>管理費の算定根拠を明確にすべきである。【観光課】</p> <p>予定価格の管理費は経費総額の5%として計算されているが、積算の根拠は特にないとのことである。5%の内容や根拠が不明確であると、業務内容や実績等に応じて管理費の算定比率等を見直そうとする場合、適切に設定することが難しくなる。委託業務要綱第7条第2項では、予定価格の設定に当たっては、客観的かつ適正に積算を行うものとしてされており、積算の根拠を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>平成17年度の契約については、過去の実績等を鑑み、市独自に経済性や効率性を勘案した積算を行い契約を行ったところである。</p> <p>管理費について、ホテル、旅館の管理運営を行っている民間企業について聞き取りを行ったところ、総売上の6%～10%の間でその費用を設定しているとのことである。さらに、一般的な委託業務については、経費の規模によって異なるが10%～20%で推移している。めかり山荘については、平成12年度までは総事業費の人件費分にかかる10%、平成13・14年度は総事業費の8%であった。過去の経緯から、管理費の削減を図っており、さらに、民間の動向を勘案し、管理費5%は妥当と判断するものである。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 275 632 309"><b>2．北九州国際会議場管理業務</b></p> <p data-bbox="204 353 783 427">市が独自に予定価格を積算する必要がある。【観光課】</p> <p data-bbox="204 472 783 920">委託先からの見積金額と市の設計金額、契約金額の内訳、合計が全て一致している。見積書をもとに市側が独自に設計金額を検討した形跡がなく、また、関係者へのヒアリング結果からも、契約金額を見積金額と同一にすることを意図して積算されている。委託業務要綱の一部改正についての通知（平成 11 年 2 月）において、業者等の見積価格をそのまま予定価格とすることのないようにとされているとおり、経済性や効率性等の市独自の観点から積算を行うことが必要である。</p> <p data-bbox="204 965 783 1039">事実に基づいて事前確認表を作成する必要がある。【観光課】</p> <p data-bbox="204 1084 783 1711">委託業務要綱第 9 条第 5 項において、随意契約をしようとするときは、適正な事務処理を図るため、確認表に基づき、事前確認を必ず行うものとされている。本業務の事前確認表を見ると、「予定価格の設定において類似の委託契約の実例価格を参考にしているか。」が「適」とされているにもかかわらず、具体的に類似の委託契約の実例価格はデータとして残っておらず、実際には参考にされていない。事前確認表は事実に基づいて正確に記入する必要がある。なお、実例価格は契約金額の妥当性を判断する際に参考となる重要な情報であり、また、翌年度以降の積算にとっても有益であるため、かかる情報を収集した場合、本業務の事跡に残しておくべきである。</p>	<p data-bbox="810 472 1390 613">平成 17 年度の契約では、経済性・効率性を踏まえ、過去の実績等からの削減計画を盛り込む等、市独自の予定価格の積算を行った。</p> <p data-bbox="810 1084 1390 1158">平成 18 年度分から指摘事項につき適正な処理を行っていきたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>書面で再委託の申請承認を行うべきである。【観光課】</p> <p>本業務では委託先から他の業者へ再委託が行われている。その内容は施設の維持管理業務、映像音響設備運用保守業務、清掃業務などであり、3年間、同一業者に継続して委託されている。再委託に当たっては、あらかじめ書面により、市長の承認を受けなければならない(契約書第19条)が、その書面は確認できなかった。市としては、経済性・効率性の観点から委託料の予定価格の積算や実績をチェックする必要があるが、そのうち、相当部分が他の業者へ再委託されている場合や、特定の業者への再委託金額が大きい場合などは、再委託についても業務内容や業者選定方法、再委託金額などをチェックし、委託料の使途の妥当性や経済性を確認することが必要となる。委託先からの再委託に関しては、契約書の規定どおり、申請の内容及び承認の事実を書面で残しておくべきである。</p> <p><b>3 . 門司港レトロ施設管理運営業務</b></p> <p>市が独自に予定価格を積算する必要がある。【門司港レトロ室】</p> <p>委託先からの見積金額と市の設計金額、契約金額の内訳、合計が全て一致している。見積書をもとに市側が独自に設計金額を検討した形跡がなく、また、担当課へのヒアリング結果からも、契約金額を見積金額と同一にすることを意図して積算されている状況である。委託業務要綱の一部改正についての通知(平成11年2月)において、業者等の見積価格をそのまま予定価格とすることのないようにとされているとおり、経済性や効率性等の観点から市独自に積算を行うことが必要である。</p>	<p>平成17年度の契約では、委託先に対して、再委託については、事前に書面により市の承諾を得るよう指導し、委託料の使途の妥当性や経済性の確認を行ったうえで、承諾を行っている。</p> <p>また、再委託の申請及び承諾については、書面で残すこととしている。</p> <p>平成17年度の契約を行うにあたっては、過去の実績や門司港レトロ地区の観光客数の動向を基に予定金額を設定した。</p> <p>業者からの見積についても積算内容を精査し、適正に契約を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>事実に基づいて事前確認表を作成する必要がある。【門司港レトロ室】</p> <p>委託業務要綱第9条第5項において、随意契約をしようとするときは、適正な事務処理を図るため、確認表に基づき、事前確認を必ず行うものとされている。本業務の事前確認表を見ると、「予定価格の設定において類似の委託契約の実例価格を参考にしているか。」が「適」とされているにもかかわらず、具体的に類似の委託契約の実例価格はデータとして残っておらず、実際には参考にされていない。事前確認表は事実に基づいて正確に記入する必要がある。なお、実例価格は契約金額の妥当性を判断する際に参考となる重要な情報であり、また、翌年度以降の積算にとっても有益であるため、かかる情報を収集した場合、本業務の事跡に残しておくべきである。</p> <p><b>4．関門海峡ロープウェイ事業化検討基礎的調査業務</b></p> <p>透明性・競争性の高い業者選定とすべきである。【門司港レトロ室】</p> <p>随意契約に当たっては、契約規則第20条で2人以上の者を選定し、見積書を徴するものとしている。また、委託業務要綱の一部改正についての通知（平成11年2月）でも、委託先を特命することは極力避け、提案方式など公平性、客観性の高い方法を講じ、または2人以上による見積り合わせを行うことを徹底することとされている。</p> <p>本委託業務は特命随意契約であり、その特命理由としては市内にPFI方式等の事業手法の検討に対応できる業者がいないこと、及び委託先は市のPFI関連調査業務の受託実績があることとされている。</p> <p>しかし、本業務に対応可能な業者は他にもいるため、見積書は複数業者から提出させるべきであった。また、本業務は平成16年1月に契約しており、時間的な制約もあったと推測されるが、業務内容は専門的な</p>	<p>左記の事項は、類似の委託契約がなかったが、誤って「適」としていたため、指摘されたものである。</p> <p>平成17年度の契約を行うにあたっては、類似の委託契約がない旨、記載した。</p> <p>また、過去の実績や門司港レトロ地区の観光客数の動向を基に予定金額を設定し、業者からの見積についても積算内容を精査し、適正に契約を行った。</p> <p>今後はコンペ方式も含めて検討したい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>立場からの提案を期待できるものであるため、複数業者から提案書を提出させて選定するコンペ方式が適している。</p> <p>業務着手時に業務計画書を提出させるべきである。【門司港レトロ室】</p> <p>委託業務要綱第 15 条では業務に着手するときはあらかじめ委託先から業務の実施計画書を徴するとされている。また、契約書においても業務計画書の提出を義務付けているが、実際には提出されていない。実施計画書や業務計画書の提出は、市の仕様書どおりの業務を適切なスケジュールで行う予定であることを事前に確認し、必要があれば指導、調整を図るために必要となる。また、業務開始後も、市による進行管理や履行確認の際に参考とすべき重要な書類であり、規定どおり、事前に業務計画書を提出させるべきである。</p> <p>ヒアリング調査について適切に履行確認をする必要がある。【門司港レトロ室】</p> <p>仕様書では、全国のロープウェイの事例に対してアンケート調査だけでなく、ヒアリング調査を行うこととなっているが、委託先から提出された報告書等ではヒアリング調査を実施した事実が記載されていなかった。市としては、ヒアリング調査先実施一覧を報告書に記載させるなど、履行確認できる書類を委託先から提出させる必要がある。また、平成 16 年度も同じ業者に本業務の続きの調査を委託し、そこでもヒアリング調査が行われるということであるが、調査の重複を避け、適切な業務計画となるように指導するためにも、ヒアリング調査に関する実績の把握は必要である。</p>	<p>今後は事前に業務計画書を提出させることとしたい。</p> <p>今後はヒアリング調査の実績を詳細に把握したい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>5 . 市文化振興事業に関する業務</b></p> <p>市独自の観点で委託金額が設定されていることが分かるようにする必要がある。 【文化振興課】</p> <p>予算額と委託先からの見積金額、市の予定価格の内訳、合計が全て一致している。</p> <p>また、見積書をもとに市側が独自に設計金額を検討した形跡（書類等）も見られなかった。委託金額の検討は、契約時点よりも前年度の予算要求段階で重点的に財団と協議し、行っているということであるが、文化振興事業の特殊性を前提としつつも、市独自の観点（予算査定ではなく、所管部局の観点）から委託金額がチェックされ、設定されていることがわかるように、事跡（協議に先立ち財団が提出した当初見積書など）として残しておく必要がある。</p> <p>契約書への収入印紙の貼付について適正な取扱いをする必要がある。【文化振興課】</p> <p>契約書には、印紙税法の定めにより、収入印紙を貼り、契約書に使用した印鑑または署名で消印（契約書と印紙にかけて割印）する必要がある（印紙税法第8条）。当該委託契約は、委託業務の内容から請負契約に該当する可能性があるが、市が保管する契約書に印紙が貼られていなかったため、適切な改善が必要である。国または地方公共団体が作成する文書には課税されない（印紙税法第5条第2号）ため、相手方に印紙を貼らせ消印させて作成された契約書を市が保管することになる（業務委託契約事務の手引き参照）。</p>	<p>平成 18 年度分から指摘事項につき適正な処理を行っていきたい。</p> <p>平成 16 年度委託契約書より指摘事項につき是正した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>指定管理者との協定文書を適正なものに改善する必要がある。【文化振興課】</p> <p>「北九州市芸術文化施設に関する基本協定書」の第5条で「前条の委託業務については、北九州市が定める委託仕様書等に基づき、北九州市の予算の範囲内で、年度ごとに、別に業務委託契約を締結する。」と明記されている。しかし、指定管理者の指定は協定を締結することで実行され、地方自治法上の「契約」には該当しないため、上記第5条の表現は、指定管理者との協定で規定されている業務について、別途、委託契約を締結して実施するかのように誤解を与えかねない。そこで、地方自治法が想定している指定管理者制度の契約形態に沿った協定文書を取り交わすよう改善すべきである。</p> <p><b>6 . 市立戸畑市民会館管理運営業務</b></p> <p>委託事務が統一的行われるよう担当課間で十分連携すべきである。【文化振興課】</p> <p>平成 15 年度の管理運営業務委託について監査したところ、福祉会館（保健福祉局計画課）については、年度末近く（平成 16 年 2 月）になって変更契約が行われていた。変更の理由は、当初予定していた光熱水費の執行が冷夏等の影響で大きく下回ったことによるものであった。光熱水費の執行が当初予定よりも大きく下回ったことは、市民会館（経済文化局文化振興課）も同じことであったが、契約は変更されずに、年度末の概算払いを精算する形で済まされていた。担当課が異なるとは言え、一体的な施設で同様のことが生じているのであり、市民会館も福祉会館にあわせて年度の途中で変更契約するなど、双方の担当課が連携を密にして手続を統一する必要がある。特に、「ウェルとばた」は、福祉会館と市民会館という複数の機能を一体化し、市民にとっては利便性の高い施設と思われるが、管理運営では市の担当が分かれて</p>	<p>平成 17 年度より「契約書」でなく「個別協定」（「北九州芸術劇場の管理運営に関する協定書」）を締結している。</p> <p>平成 16 年度契約分については、年度末時点で執行残が出ることが判明したため、保健福祉局計画課と協議し、変更契約を締結した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>おり、それがデメリットとならないよう、担当課間で十分連携することが必要である。</p> <p>統括管理業務の内容について再委託の仕様書等で明記する必要がある。【文化振興課】</p> <p>委託先の社会福祉法人は、「ウェルとばた」の管理運営に当たって、清掃業務、舞台設備機器の運転操作業務及び設備常駐管理等業務について、他の業者に再委託を行っている。再委託先は、現在まで同じ業者(3社)である。そこで、再委託の内容を監査すると、再委託先の1社との委託契約の中にウェルとばた統括管理業務が含まれていた。本来、管理運営業務全体を統括するのは市が直接契約している社会福祉法人の役割のはずであるが、「ウェルとばた」の開館当初、ハード部門の技術的な部分については専門業者のサポートが必要であったため、その業務に限定して再委託を行っているとのことである。しかしながら、統括管理業務がハード面に限定されていることは仕様書等で明記されていない。</p> <p>再委託の妥当性について誤解を生じかねないため、業務内容を明確にする必要がある。</p>	<p>平成17年度分より、再委託の業務内容を明確にするために、仕様書の内容を見直すとともに、再委託業務の削減に努めるよう指示を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>7. 総合農事センター園内管理業務</b></p> <p>最新の積算基準に基づいて設計金額を積算する必要がある。【総合農事センター】</p> <p>本業務の設計金額の積算に当たっては、平成 11 年度建築保全業務積算基準を基に計算されている。しかし、平成 11 年度以降建築保全業務積算基準の改正が生じていたにも関わらず、平成 15 年度の委託契約に際して、4 年前の基準に基づくことは、現実的で妥当な積算方法とは言い難い。仮に改正後の建築保全業務積算基準に基づき計算すると、38,228,840 円と、146,560 円ほど低い金額となる。したがって、予定価格及び契約金額も若干低く設定できた可能性があり、それだけ余分な支出につながったと言える。設計金額は適切な積算基準に基づき、正しく計算する必要がある。</p> <p><b>8. 脇田海釣り桟橋管理運営業務</b></p> <p>市が独自に予定価格を積算する必要がある。【水産課】</p> <p>予定価格は、委託先から入手した見積書とほぼ同一の内容で計算されており、予定価格と委託先からの見積金額との比較検討を行った資料もない。委託業務要綱の一部改正についての通知（平成 11 年 2 月）において、業者等の見積価格をそのまま予定価格とすることのないようにとされているとおり、経済性や効率性等の観点から市独自に積算を行うことが必要である。</p>	<p>平成 17 年度園内管理業務委託から、最新の積算基準に基づいて設計金額を積算しており、適切に対応している。</p> <p>平成 17 年度委託においては、市で独自に積算し、見積金額との比較をおこない契約した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 273 695 309"><b>9．北九州メディアドーム清掃業務</b></p> <p data-bbox="204 353 785 425">平成 14 年度当初の指名競争入札は業務を分割すべきではなかった。【競輪事務所】</p> <p data-bbox="204 465 785 1563">平成 15 年度には政府調達として「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（以下、特例政令という。）に基づき一般競争入札を行っているが、その前の平成 14 年度には総務大臣の定める基準額を超えているにも関わらず、年度当初、一般競争入札は行われていない。清掃業務を 2 つに分割した上で、4 月～6 月の 3 ヶ月を期間とする指名競争入札を実施している（1 つは入札不調のため随意契約）。なお、7 月～翌年 3 月分については一般競争入札で業者が選定されている。市によると、平成 13 年度末に市の出資法人から業務を引き継いだ（市直営化）が、3 月下旬に出資法人の解散が決定し、引継ぎ期間が短かったため、翌年度の当初に間に合うように一般競争入札を実施できなかつたためとしている。確かに、一般競争入札の実施前には一定の公告期間を設ける必要があるなど、年度当初に間に合うように一般競争入札を実施できなかつた事情は理解できる。しかし、当初の指名競争入札においては、業務を 2 つに分割した点は、前年度まで出資法人が業務を分割して発注していたやり方を踏襲したとのことであるが、特例政令第 2 条第 3 項（協定回避のための分割禁止条項）に抵触している恐れがある。分割せずに一つの業務として入札を実施すべきであった。</p>	<p data-bbox="810 465 1390 689">平成 14 年度は、公告期間の問題や業務についての不確定要素があつたためであり、平成 16 年度以降は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づき一年を通しての一般競争入札を実施している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>平成 14 年度は、より早期に一般競争入札を実施すべきであった。【競輪事務所】</p> <p>に関連して、平成 14 年度の 7 月から翌年 3 月までの業者選定についても改善の余地があった。随意契約等による当初 3 ヶ月の契約金額は 29,394 千円（本場分）、一般競争入札による残り 9 ヶ月は 26,250 千円（同）となっており、1 ヶ月当たりになると 7,000 千円近くの差（随意契約等 9,798 千円 - 一般競争入札 2,916 千円 = 6,882 千円）が出ている。市にとって、随意契約等よりも一般競争入札の実施による経済的なメリットが大きく出ている。さらに、市の「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」第 5 条によると、通常、一般競争入札により特定調達契約を締結する場合は、入札期日の前日から起算して 40 日前までに公告する必要があるが、急を要する場合は 10 日に短縮することが可能である。したがって、一般競争入札による業者選定まで 3 ヶ月の期間は必要なく、市の委託料の支出を抑えるためにも、随意契約等の期間を短縮し、できるだけ早期に一般競争入札を実施すべきであった。</p> <p>平成 15 年度下期は一般競争入札を実施する必要があった。【競輪事務所】</p> <p>平成 15 年度では上期と下期に清掃委託業務を区分して委託している。平成 14 年度から平成 15 年度にかけて、メディアドーム北九州の改修工事を行っていた。</p> <p>平成 15 年度当初の段階では、下期に委託清掃範囲が大きく縮小することが予想されたため、途中で設計及び契約の変更を行うよりも、分割して発注する方法を選択したようである。そして、上期は特例政令に基づき一般競争入札を実施し、下期は上期の業者とそのまま特命随意契約を締結している。しかしながら、下期の予定価格（税込み）は、総務大臣の定めた基準額 29,000 千円を超えており、上期と同様に一般競争入札を実施する必要があった。また、下期は仕様が大幅に変わるなど不確定</p>	<p>指摘は厳粛に受け止め、平成 16 年度以降は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づき一年を通しての一般競争入札を実施している。</p> <p>指摘は厳粛に受け止め、平成 16 年度以降は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づき一年を通しての一般競争入札を実施している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>要素が多いことから、競争入札に付すことはできず、業務に精通し、緊急時にも対応できる上期の業者に特命随意契約で委託したとしている。しかし、大幅に仕様が変わるのであれば、むしろ上期とは別の業務として、改めて入札を実施すべきである。</p> <p>さらに、不確定要素があると言っても、年度当初に比べて状況も具体的に予測できたはずである。したがって、ある程度の不確定要素を前提としつつ、入札及び契約締結が可能であり、必要に応じて契約変更で対応できる状況であった。</p> <p>委託先から業務報告書を提出させるべきであった。【競輪事務所】</p> <p>委託契約書の第5条で「…仕様書の定めるところにより、業務報告書を作成して北九州市に提出して、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。」と明記されているが、委託先から業務報告書が提出されておらず、契約書の規定に反している。実際には競輪事務所の職員が直接見て確認できる部分もあるが、毎日の清掃業務の実施状況を網羅的に直接確認することは難しく、しかも効率的ではない。また、単に形式的な手続の問題ではなく、清掃業者側の履行責任に対する意識にも少なからず影響を及ぼすものであるため、書面で履行状況を提出させ、かつそれを保存しておくべきである。</p>	<p>履行確認の方法については、平成16年度の途中から「履行確認報告書」を提出させ書面による確認を実施している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="199 273 762 309">10 . 北九州メディアドーム一般設備管理</p> <p data-bbox="199 349 785 425">随意契約ではなく、入札を実施して業者を選定する必要があった。【競輪事務所】</p> <p data-bbox="199 465 785 1335">本業務の委託に当たっては、平成 16 年度から指名競争入札を実施しているが、メディアドームが市直営となった平成 14 年度と翌年の平成 15 年度については随意契約で同一業者に委託している。市によると、株式会社メディアドーム北九州（市出資法人）から業務を引き継いだ直後は設備保守や運営管理などについてノウハウを蓄積する必要があったため、2 年間は上記の株式会社メディアドーム北九州と契約していた業者と随意契約を行ったとのことである。しかしながら、株式会社メディアドーム北九州には市から職員が派遣されており、市として業者に委託するノウハウは十分に蓄積されているはずであるため、2 年間のみ随意契約とする理由としては根拠に乏しい。委託業務要綱第9条では、随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにとされているように、業者の選定に当たっては、より透明性、競争性の高い方法で行うべきである。</p>	<p data-bbox="813 465 1385 542">指摘を厳粛に受け止め、平成 16 年度以降は、指名競争入札を実施している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>11. 第45回競輪祭委託料独立型専用場外</p> <p>契約書への収入印紙の貼付について適正な取扱いをする必要がある。【競輪事務所】</p> <p>契約書には、印紙税法の定めにより、収入印紙を貼り、契約書に使用した印鑑または署名で消印(契約書と印紙にかけて割印)する必要がある(印紙税法第8条)。</p> <p>当該委託契約は、委託業務の内容から請負契約に該当する可能性があるが、市が保管する一部の契約書に印紙が貼られていなかったため、税務当局に確認の上、適切な改善が必要である。印紙を貼る場合、国または地方公共団体が作成する文書には課税されない(印紙税法第5条第2号)ため、相手方に印紙を貼らせ消印させて作成された契約書を市が保管することになる(業務委託契約事務の手引き参照)。</p>	<p>指摘以後の契約については、印紙税法等を確認後、契約相手方に印紙を貼らせ、消印させた契約書を作成している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>・ 教育委員会 1. 定期健康診断等業務</p> <p>契約単価の根拠を明確にし、その見直しを効果的に行うべきである。【教職員課】</p> <p>委託金額は契約書に定められている単価に基づき、実績に応じて支払われている。その単価が整理されている内部資料（「委託契約の予定単価について」）によると、「平成 14 年度実績単価及び平成 15 年度予算を考慮のうえ委託先と度重なる協議を行った。」とあるが、結果的に従来と単価は変わっていない。特に、単価の根拠が不明であり、前年度からの変更についての協議が中心となっている。市は協議に際して、他の自治体の事例など参考となるデータも提示していないということであるため、効果的な協議になっているとは言い難い。少なくとも、委託先に対して単価に係る費用内訳等を請求し、単価の根拠を明確にしておくべきである。さらに、他の自治体や他の医療機関のデータを収集するなど、既存の単価水準の妥当性を検証し、交渉材料をもって委託先との協議に臨むことによって、単価の見直しが効果的に行われることが必要である。</p>	<p>平成 18 年度契約にむけて、委託先に単価の積算根拠を請求し、単価の根拠を明らかにするとともに、他の自治体（各政令指定都市）のデータを収集した。</p> <p>今後はこれらをもとに委託先と協議を行っていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>すべての診断項目で速やかに実施報告ができるように帳票を統一すべきである。 【教職員課】</p> <p>契約書では「業務が完了したときは速やかに実施報告書を提出するものとする。」とされている。定期健康診断は、6月末までに終了するものと8月末までに終了するものに分かれているが、いずれもその後の再検査の実施や実施状況の集計に時間がかかるため、11月から12月にかけて実施報告書が提出されている（契約期間は12月19日まで）。しかし、聴力検査の実施報告書は翌年3月24日と大幅にずれ込んでいる（金額確定は4月9日）。市によると、他の健康診断項目は複写式の診断結果票のため、診断終了後、市に送付されると同時に委託先にも残って集計作業が行われるが、聴力検査だけは複写式ではなく、結果票が市を経由して委託先に回るため、集計作業が遅れるとのことである。診断項目によって帳票や事務フローが異なるのは効率的ではないため、様式を統一し、速やかに実施報告ができるようにすべきである。</p>	<p>診断項目により診断時期・診療機関が異なるため、全ての帳票を統一することは現制度では困難であるが、速やかに実施報告ができるように平成17年度より帳票の改定を行っており、今後も継続して検討していく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 273 632 309"><b>2 . 学 校、幼 稚 園 施 設 警 備 業 務</b></p> <p data-bbox="204 349 782 425">委託金額の見直しは、毎年行う必要がある。【施設課】</p> <p data-bbox="204 465 782 766">平成14年度は指名競争入札であったが、その後15年度から18年度までの4年間は平成14年度の業者と継続して特命随意契約を結ぶ予定である。特命理由は、当該機械警備に必要な機器設置費用が受託者の負担であるが、同一業者であれば2年目以降の機器設置費用は不要なため、その分、有利な価格で契約できるためとしている。</p> <p data-bbox="204 770 782 1223">さらに、随意契約期間中の4年間は、当初契約の1校当たり単価の見直しは全くせず、変えないとのことである。本業務の委託先との契約はあくまで単年度契約であり、翌年度以降の契約及びその金額を保証するものではないが、市にとって経済的なメリットが大きいとして、上記のように同一業者に継続して委託する事情も理解できる。ただし、少なくとも随意契約期間中の委託金額については、実績や仕様の見直し、実勢価格等を考慮の上、毎年、単価の見直しを行う必要がある。</p>	<p data-bbox="817 465 1388 613">次回入札時（平成19年度）においては、毎年度契約する方法を取らずに実態に合わせて債務負担行為により、5年契約を行いたいと考えている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="199 280 783 392">入札結果を分析し、必要があれば指名業者の入替えなどの対応が求められる。【施設課】</p> <p data-bbox="199 436 783 1064">平成 14 年度は、市内 7 区ごとに指名競争入札を実施したが、多くの場合、各業者の入札金額の単価は区ごとに異なっている（市の予定価格は 1 校当たりの単価が各区同じ）。その中で、小倉南区と八幡西区、及び若松区と戸畑区はそれぞれ同一業者が同一単価で落札しており、さらにその他の業者もこの 2 区ずつ 2 つの組み合わせに限ってはほぼ同一単価で入札している。全区同一単価で入札した業者も 2 社あるが、それを除くと、不自然な結果と言える。担当課としては、入札の競争性や公正性が確保されるように、入札結果を分析しておくことが必要であり、不自然な状況を把握した場合、次回において指名業者を入れ替えたり、一般競争入札とするなどの具体的な対応が求められる。</p>	<p data-bbox="805 436 1390 548">次回入札時（平成 19 年度）において、指名業者の入れ替えなど入札方法を改善する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>3. 小学校、中学校維持管理業務</b></p> <p>事務費の内容について契約書や仕様書で明記しておく必要がある。【施設課】</p> <p>委託内容が緊急工事であり、厳密に見積ることはできないため、予定価格は積算せず、前年の実績をベースに契約金額を決定している。委託料は、公社が発注した工事費に加えて、事務費として工事費の3%を限度（施工管理に関する費用）として支払うこととなっており、年度末に精算される。しかし、事務費として3%を限度に支払うことは契約書に明記されているが、実際には消耗品等の実費相当額（工事費の1.4%）しか支払われていない。民間業者との契約であれば、事務費には間接の職員人件費等が含まれると考えられるが、ここでは職員人件費等の間接経費は別途、建築都市局から支払われているため、含まれていないとのことである。そのような負担区分については契約書や仕様書では明らかになっていないため、実態に即して記載をしておく必要がある。なお、本来は、間接人件費等のコストも含めて維持管理業務のコストを正確に把握することも重要である。</p> <p><b>4. 「コンピュータが使える小学生」育成事業</b></p> <p>請負か労働者派遣かの位置づけを明確にして適正な手続を行うべきである。【指導企画】</p> <p>本業務の契約を請負か労働者派遣かの位置づけを明確にした上で、それぞれの契約に関する規定に沿って、適正な手続となるよう、契約内容等種々の見直しを行うことが必要である。なお、市としても平成17年度より委託契約の内容を再考し、派遣か請負かを明確にした上で、契約内容の見直しを行うこととしている。</p>	<p>平成17年度委託契約締結において、事務費の内容を実態に即し、委託契約書、委託仕様書で具体的に明記した。</p> <p>平成16年度 「工事費の2%を限度として、事務費として支払うものとする。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>平成17年度 「工事費の2%を限度として、人件費を除いた事務費を支払うものとする。」</p> <p>委託契約の内容を請負業務として位置付け、派遣業務と混同されないよう委託内容を見直し、平成17年度からは請負契約を締結している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>5 . 「 小 さ な 国 際 人 」 育 成 事 業</b></p> <p>請負か労働者派遣かの位置づけを明確にして適正な手続を行うべきである。【指導企画】</p> <p>本業務の契約を請負か労働者派遣かの位置づけを明確にした上で、それぞれの契約に関する規定に沿って、適正な手続となるよう、契約内容等種々の見直しを行うことが必要である。なお、市は平成16年度より委託契約の内容を請負として再考し、派遣業務に混同されないよう訂正して委託契約を締結している。</p> <p><b>6 . 公 民 館 、 美 術 館 等 施 設 管 理 及 び 維 持 管 理</b></p> <p>市が独自に予定価格を積算すべきである。【生涯学習課】</p> <p>随意契約においても予定価格を積算する必要がある。随意契約により契約する場合の事前確認表においては予定価格を積算していると明記されているが、予定価格調書はなく、委託先の見積額を内訳も総額も同額で予定価格として起案している。これでは、市側で契約金額の適切な積算を行っているとは言い難い。委託業務要綱の一部改正についての通知（平成11年2月）において、業者等の見積価格をそのまま予定価格とすることのないようにとされているとおり、経済性や効率性等を踏まえた市独自の観点から積算を行うことが必要である。</p> <p>より詳細な精算報告を提出させて、委託料の用途を確認する必要がある。【生涯学習課】</p> <p>本委託業務に関する委託先からの精算報告は総額のみである。別途、委託先の決算書類で支出計算明細書が提出されているが、他の委託業務等と合算されたものであり、本件の委託料に係る支出明細は把握</p>	<p>委託契約の内容を請負業務として位置付け、派遣業務と混同されないよう委託内容を見直し、平成16年度から請負契約を締結している。</p> <p>平成17年度契約からは、北九州市独自の予定価格を設定している（市民センター管理等業務委託）。</p> <p>平成16年度から、委託契約にかかる精算については、従来の決算書類の他に、より詳細な精算報告を提出させ、委託料の用途を確認することとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>されていない。実績の精査は、決算額を検証し、適正な支払いの根拠となるものであり、さらにそこから翌々年度以降の積算の際にも参考となる重要な情報が得られることになる。また、委託料の実績内訳を確認することで、委託業務が適切に行われたとの検証にもなり、履行確認の意味でも実績の精査は重要である。精算報告の様式を工夫し、より詳細な報告を求めることが必要である。</p> <p><b>7. 市立中央図書館及び市立埋蔵文化財センター総合庁舎管理業務</b></p> <p>両施設の管理業務を一体的に委託することについて、見直しを行う必要があった。【中央図書館庶務課】</p> <p>平成 15 年度には、中央図書館と埋蔵文化財センターは、総合管理とする理由がなくなっていたにもかかわらず、総合庁舎管理業務として一括して委託している。委託業務要綱第 14 条で、委託業務を継続して実施する場合は委託先、内容、効果及び範囲等について必要な見直しを行わなければならないとされている。また、単に過去からの手続を踏襲するだけでは、状況の変化に対応できず、市の損失につながる可能性も十分考えられる。したがって、適宜、総合庁舎管理業務として一体的に委託することがコストやサービスの質などの面において最適な効果をもたらすのかどうかを検討し、必要な見直しを行う必要があった。なお、平成 16 年度からは、「市立中央図書館総合庁舎管理業務」と「市立埋蔵文化財センター総合管理業務」とに分けて、別契約としている。</p>	<p>指摘を厳粛に受け止め、平成 16 年度契約より、中央図書館、埋蔵文化財センターの管理業務は、別々に委託している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>予定価格の積算について、適宜見直しを行う必要がある。【中央図書館庶務課】</p> <p>予定価格の積算について、見直しがなされるのは人件費のみであり、それも前年度に市職員のベースアップ・ダウン分相当を調整したにすぎない。例えば、清掃費については清掃面積当たりの費用単価を他の清掃業務の単価データを参考にすることにより、随時見直しを行う必要がある。単価の見直しが行われないと、指名業者にとって予定価格を類推しやすくなり、それが、ここ3年間の99%程度という高い落札率につながっているのではと懸念される。</p> <p>予定価格の積算については適宜見直しを行う必要がある。</p> <p><b>8 . 埋蔵文化財発掘調査等業務</b></p> <p>特命随意契約に当たって、特命理由をより具体的に説明する必要がある。【文化財課】</p> <p>現在、全市的に「民間でできることは民間に委ねる」（「北九州市新行財政改革大綱」平成16年4月）という方向性で行財政改革が進められている時期だけに、実施能力のある民間調査会社が存在するにも関わらず、当該財団と特命随意契約を締結する根拠を、より具体的に記載し、第三者にも分かる形にしておく必要がある。</p>	<p>清掃単価については、施設規模の類似している社会教育施設である「自然史・歴史博物館」「美術館」「総合体育館」の単価を調査した結果、現在の単価が妥当であると判断した。</p> <p>特命随意契約締結の根拠を次のとおり具体的に記載することとした。</p> <p>「文化庁の通知及び九州地区埋蔵文化財発掘調査基準では、発掘調査の実施主体は『原則として自治体等又はその設立に係る発掘調査機関が実施する』と規定されており、財団法人北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室は北九州市の埋蔵文化財発掘調査を実施する目的で、北九州市が出資し設立した専門組織であるため」</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 273 542 309"><b>9 . 美術館総合管理業務</b></p> <p data-bbox="204 353 778 425">予定価格の積算根拠を明確にしておく必要がある。【美術館】</p> <p data-bbox="204 465 785 801">予定価格の積算は、前年度実績に市職員のベースアップ・ダウン分相当を調整し、業務の追加または削減があれば加算・減算しているが、元々の積算根拠が不明である。業務内容に大きな変更が生じた場合などには元々の積算根拠が分からないと適正に計算することができないため、前年度からの増減だけでなく、改めて積算根拠を明確にしておくことが必要である。</p> <p data-bbox="204 846 785 958">入札結果を分析し、適宜、指名業者の入替え等の適切な対応が必要である。【美術館】</p> <p data-bbox="204 1003 785 1370">業務の性格上、同一業者がある一定期間、継続して受注することの利点は十分考えられるが、入札を行う限り、競争性や公正性を確保できるようにすべきである。具体的には、入札結果を十分分析する必要がある、競争性や公正性について疑問点が見つければ、指名業者の入替えや一般競争入札の導入、あるいは意欲のある業者を公募して入札を行うなど、適切な対応が求められる。</p>	<p data-bbox="817 465 1391 577">平成 17 年度契約から、予定価格の積算をやり直し、根拠を明確にした上で、入札を実施した。</p> <p data-bbox="817 1003 1391 1182">指名業者の選定については、17 年度は、新たな業者 3 社を指名に加えて入札を実施した。今後も、指名業者の入れ替えや指名業者数を増やすなど、競争性や公正性を確保したい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>10. 葛飾北斎ポスターの製作他2業務</p> <p>適切な業務範囲で委託を行うべきであり、故意に分割すべきではない。【自然史・歴史博物館】</p> <p>「葛飾北斎展」の基本設計図制作等の業務委託について、同一の業者と随意契約を結んでいるが、ポスターの製作、横断幕の制作、基本設計の3つの契約に分かれている。いずれも100万円以下（契約規則第19条）ということで地方自治法施行令第167条の2第1項の規定を随意契約の理由としている。しかし、これらの業務委託は一つの展示会に関わるものであり、また、3つとも比較的短期間に行われているため、結果的に、一括して契約することも可能であったと言える。分割することにより、契約金額を100万円以下にして、随意契約の形に持っていったと見られても仕方がない状況である。委託業務の発注に当たっては、適切な業務範囲を設定し、それに適応する業者選定方法を採用する必要がある。</p> <p>なお、平成15年度に自然史・歴史博物館から当該業者に委託された業務は17件あるが、すべて100万円以下（平均816千円/件）である。業務の内容や実施時期等の事情もあると考えられるが、本業務のように100万円を超えるような業務があった場合にも、分割して他の業務に合わせてしまうということが起こりやすくなっていると推測される。今後の委託業務の発注に際しては、そのような状況に流されることなく、業務ごとに十分留意して行うべきである。</p>	<p>委託契約に際しては、業務内容及び範囲をできるだけ正確に把握し、適切な業務範囲で委託を行うことにより、分割発注を未然に防止するよう周知徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>11. 博物館機械設備保守</p> <p>入札の競争性を高めるために、指名業者の見直しなどの対応が必要である。【自然史・歴史博物館】</p> <p>機械整備保守の業務委託については、開館された平成13年度から平成16年度に至るまで指名競争入札が行われているが、すべて同じ業者が落札している。また、指名業者も殆ど同じであり、入札額も50万円などの等間隔で行われており、業者の入札額の順序も変わらない。新たな指名業者を加えるなどにより、入札の競争性が十分に発揮されるよう改善が求められる。</p> <p>業者から参考見積を徴する場合は、正確な仕様を提示すべきである。【自然史・歴史博物館】</p> <p>当該保守委託契約について、平成15年度と平成16年度を比較したところ、見積額が下がっているにもかかわらず、予定価格が大幅にアップ(11百万円増加)していた。担当課によると、業者見積はあくまで参考資料として徴しているものであり、平成16年度予定価格を増額したのは、新たに警備員を1名増員したことに伴う経費増と時間延長等を見込んだことによるものであるとのことであった。</p> <p>たとえば、見積書は参考資料として徴しているものであっても、見積内容が実際の業務内容と異なっていれば、参考にする意味がなくなるため、今後は、正確な仕様を提示した上で、業務内容に見合う見積書を徴すことが必要である。</p>	<p>平成17年度の業務委託に際しては、指名業者の見直しを行い、新たに2社を加えた6社で入札を行うなどにより、入札の競争性が十分発揮されるよう改善を図った。</p> <p>平成17年度の業務委託に際しては、正確な仕様書を提示することにより、業務内容に見合う見積書を徴した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>12. 博物館展示交流</b></p> <p>短期間のうちに契約変更をしなくて済むように適切な措置を講じる必要がある。 【自然史・歴史博物館】</p> <p>本業務の委託に当たっては指名競争入札が行われているが、同じ業者が継続して落札している。平成 15 年度の契約をみると、年度当初の契約後、短期間（4 月 25 日付け）のうちに変更契約が結ばれ、契約金額が約 15 百万円アップ（27%のアップ）されている。翌年度も同じように、契約変更が行われている。これについて、担当課に質問したところ、展示交流業務については、入札の事務手続上、前年度の 3 月中旬の時点で仕様書を確定する必要があるが、その時点では次年度の特別展及び企画展の開催内容及び期間等を確定することができなかつたため、大部分が確定した段階で早急に契約変更をしたものであるとのことである。契約変更をせざるを得ない場合もあるが、比較的短期間のうちに契約変更を行わなくても済むように当初の契約において仕様書の内容等を十分に詰めておくべきであり、あるいは入札の時期を調整するなどの措置を講じるべきである。変更金額いかんによっては、改めて、入札をし直すことも必要になるはずである。</p> <p><b>13. 市体育施設等管理業務</b></p> <p>業者からの見積内容を検討し、市独自に予定価格を設定すべきである。【体育課】</p> <p>予定価格の設定に当たって詳細な内訳が作成されていない（なお、市の監査で指摘済みであり、平成 16 年度から改められている）。また、予定価格を算定するために委託先から見積書を入手しているが、これにも詳細な内訳がない。見積書を参考にしつつも市として独自の視点から積算したとは言えず、また、委託先との価格交渉の材料とならない。委託業務要綱の一部改正についての通知（平成 11 年 2 月）にお</p>	<p>平成 17 年度の業務委託に際しては、過去の実績を踏まえ、仕様書の内容を詰めた上で、入札を実施するなど、短期間のうちに契約変更をしなくて済むように適切な措置を講じた。</p> <p>なお、平成 17 年度の入札の結果、契約業者は従前の業者から新規業者に交代した。</p> <p>予定価格の設定については平成 16 年度から詳細な内訳を作成している。</p> <p>また、予算編成時に委託先とヒアリングを行い、査定を行った上で予算を計上している。予定価格の算定については、その予算数値を基に、市独自の視点で積算している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>いて、業者等の見積価格をそのまま予定価格とすることのないようにとされているとおり、経済性や効率性等の観点から業者の見積内容を検討し、市独自に予定価格を設定することが必要である。</p> <p><b>14. 学校環境衛生管理業務</b></p> <p>実績報告書には必要事項を記入させる必要がある。【学校保健課】</p> <p>決裁書に記載されている水質検査予定数と実際に履行された検査数との間に差異が見られた。担当課によると、この差異は工事による高置水槽の減少数であるとのことであったが、検査実績報告書には、具体的に検査されなかった学校名等の報告がなされていない。水質検査などは漏れなく行われたかどうかを最終的に確かめる必要があるため、報告書にはそうした状況まで具体的に記載することが必要である。</p>	<p>平成 17 年度契約から仕様書の対象施設及び検体数の項に「検体数に変更のある場合は速やかに報告すること」の一文を追加した。</p> <p>実績報告にあたっては、契約締結後の工事等による対象施設及び検体数の変化を正確に把握したうえで、水質検査報告書との照合を行う。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="199 273 558 309"><b>15. 児童生徒健康診断業務</b></p> <p data-bbox="199 349 788 425">契約単価の根拠を明確にし、その見直しを効果的に行う必要がある。【学校保健課】</p> <p data-bbox="199 465 788 1294">委託金額は契約書に定められている単価に基づき、実績に応じて支払われている。ただし、前述の教職員の定期健康診断業務と同様に、単価の根拠が不明で、参考データの収集も行われていないため、市と委託先の間で単価設定について効果的な協議が行われたとは言い難い。別途、福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課長から各市町村宛に平成 15 年度の検診料基準額について通知が出されているが、市ではその通知よりも高い単価のまま委託先と契約している。例えば、心電図検査全誘導は県の通知単価 1,500 円に対して市の単価は 2,150 円であり、県通知単価を使うと 5,350 千円ほど委託料が減額できる。委託先との協議に際しては、県の通知単価のほか、他の自治体や他の医療機関のデータを収集・分析して提示すべきである。また、委託先に単価に係る費用内訳等を請求し、単価の根拠を明確にしておくことも必要である。単価の見直しについて、委託先と、より効果的な協議を行う必要がある。</p>	<p data-bbox="805 465 1388 577">平成 18 年度契約にむけて、他都市の契約単価を調査するとともに、委託先に単価の積算根拠を提出させた。</p> <p data-bbox="805 577 1388 654">今後これらをもとに委託先と協議を行っていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>・ 保健福祉局 1. 福祉事業団運営</p> <p>仕様書等必要な書類を作成する必要がある。【総務課】</p> <p>委託契約は市と事業団との間で、「社会福祉施設の運営、管理及び使用料等の徴収事務の業務」について締結しているものである。そのうち、小池学園成人部等の個別施設については、契約書の別表1に掲げる施設の運営及び管理に関する業務として示されているのみである。この契約では、運営や管理に関して包括的な委託内容となっており、通常の委託契約にあるような仕様書や設計書は設定されていない。市は、事業団を指導監督しているとのことであるが、市が求める管理、運営の業務内容やその質については、各施設一律ではないと思われるため、施設ごとに具体的な仕様等を設定しておく必要がある。仕様書がないと、市としても業務の進行管理や履行確認の際の基準がなく、委託先に対する指導監督を適切に行うことができなくなる。したがって、委託業務要綱第5条でも仕様の設定が求められているように、契約事務において事前の仕様書等の設定は不可欠である。規定に従って、必要な書類を作成する必要がある。</p> <p>毎年、事前確認表を作成し、随意契約の妥当性を確認する必要がある。【総務課】</p> <p>市の委託業務要綱第9条第5項では、随意契約により委託業務の契約をしようとするときは、適正な事務処理を図るため、確認表に基づき、各契約主管課において事前確認を必ず行うものとしている。しかし、事業団との随意契約に当たっては事前確認表が作成されておらず、要綱の規定に反している。特に、市から事業団への委託は、金額が大きく、かつ長年継続しているため、毎年、委託先や委託内容等の妥当性をチェックすることが重要となる。また、事業団の設立当初とは異なり、福祉施設の</p>	<p>平成 17 年度契約から各施設ごとに具体的な仕様書を作成した。</p> <p>本件監査対象の平成 15 年度には事前確認表を作成していなかったが、平成 16 年度から事前確認表を作成しており、平成 17 年度も同様に作成した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>管理運営についても指定管理者制度のように、民間の社会福祉法人等と比較検討した上で委託先を選定することが求められてきており、随意契約における事前確認の重要性が増している。したがって、規定どおり、事前確認表を作成する必要がある。</p> <p>なお、平成 16 年度からは、事前確認表が作成されている。</p> <p>精算報告の遅延処理は、実態を踏まえて適切な事務手続きを行う必要がある。【総務課】</p> <p>契約書及び市会計規則第57条に従って、年度末の用務終了後、7 日以内の日付で精算報告・精算書が市長に提出されているが、実際の提出は事業団の決算が確定した後であり、翌年度の 5 月に入ってから手続がなされている。精算報告の日付が実態と異なっていることになり、また、契約書等の定めにも反している。事業団の決算によって精算額も確定するという算定方法であるため、実務上、翌年度の 4 月 7 日までに精算報告を行うことは不可能であり、精算報告・精算書の提出が遅れることについては、止むを得ない面がある。ただし、市の会計関係事務手続説明書によると、「支払精算書及び精算報告書の提出がはなはだしく遅れているものについては、関係者からの始末書又は理由書を徴することができる。」とされている。支払精算書の提出遅延については、事業団から市長に理由書等は提出されておらず、市長から収入役への精算報告の遅延については、担当課が事前に「精算遅延協議書」を提出することで対応している。事業団からの支払精算書の提出が遅れる場合は、その理由書を市長に提出させるとともに、後日、実際に支払精算書の提出があった日を事務処理の日付とするなど、実態を踏まえて適切な事務手続きを行う必要がある。</p>	<p>本件指摘のとおり、精算額は事業団の決算によって確定するという算定方法であるが、事業団内部の事務手続きに時間を要するため、翌年度の 4 月 7 日までに精算報告を行うことは実務上不可能である。そこで、会計関係事務手続説明書に基づき、平成 16 年度の精算の際には、事前に福祉事業団から精算遅延理由書を提出させた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>措置費等が出ている場合の委託料算定・積算方法を適正に行う必要がある。【総務課】</p> <p>次のように委託料の算定方法、精算方法は、委託業務により異なっている。</p> <p>1)措置費等が出ている場合 措置費等は人件費と事業費とに分けられる。実際の事業費は措置費等の事業費で賄えるが、人件費については措置費等で賄えない場合、措置費等で不足する人件費部分のみ委託料として市が支援している。また事業費部分で生じる剰余は翌年度の委託料算定時にそれを除いて委託料が算定される。結果として、剰余は発生した年度の精算には含まれず、翌年度の委託料から控除されることになる。</p> <p>2)上記1)以外の場合 人件費及び管理費の合計金額から補助金などの収入を控除した金額を委託料として精算する。 委託料が管理運営委託である以上、前ケース2)の方法が原則であり、同一の契約の中で精算方法が異なることは問題である。したがって、1)の算定方法は2)と同様の考え方で見直す必要がある。例えば、1)で剰余が出た場合も翌年度に持ち越して調整するのではなく、2)と同様に当期の精算時点で剰余部分を市に還付させることが必要である。また、仮に上記1)の算定方法をとるにしても、現状では事業団との契約書及び仕様書で、委託料の範囲（人件費部分のみ）や精算の方法など、2)と異なる方法であることが明記されていない。市がどういう基準に基づき、どの部分のコストを負担するかについて、明確にしておく必要がある。</p>	<p>平成 16 年度契約については、精算で生じる剰余部分について、包括外部監査人が指摘した(2)の原則に基づき処理を行った。すなわち、平成 17 年度予算に計上した繰越金取り崩し額を差し引いた残金を、市に返却することとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>本部経費に対する委託料の支出について見直す必要がある。【総務課】</p> <p>本部経費には、事業団の各事業を支える間接部門の経費のほか、一般会計における事業団全体の退職金支給額や消費税の納付など、全体的な経費が含まれている。これらは各事業の実施を支える間接経費ではあるが、それ自体は特定の事業の経費ではないため、本部経費を対象として一つの委託業務とすることには疑問が生じる。むしろ、事業団の運営を支援する補助金的な性格である。なお、当該事業団運営委託の委託料は、収支差額で計算される実費精算方式であるが、一方で、レインボープラザや福祉用具研究開発センターなど、収益事業として区分経理されている特別会計では合計1千万円程度（平成15年度）の繰越金が生じている。各特別会計を独立採算とし、必要な繰越金を有することは理解できるが、市が実費精算方式で本部経費を負担している前提で見ると、繰越金そのまま特別会計に残っている状況についても問題が残る。以上から、本部経費に対する委託料の支出については、見直す必要がある。</p>	<p>本部経費に対する委託料の支出については、関係部局と協議しながら、見直しに向けて検討していく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>2. 勤労青少年ホーム管理運営業務</b></p> <p>予定価格の積算に関する検討過程は資料として残しておく必要がある【総務課】</p> <p>「随意契約により契約する場合の事前確認表」で、「4. 予定価格の設定 設定に当たり、経済的数量、時間、経費等を客観的かつ適正に積算しているか。」が「適」とされているため、「予定価格積算」を閲覧して実際の状況を確認したところ、大半は「前年ベース」での積算であった。市委託業務要綱の一部改正についての通知でも、積算基準の見直しや点検が常に求められているとしているように、毎年度、公社から委託業務の体制や内容、前年度からの変更点・改善点等をヒアリングしたり、市場価格や類似業務事例の動向を把握するなど、事前に十分な検討が必要である。そして、その結果を踏まえて予定価格を積算すべきである。さらに、それらの検討や積算の過程は資料として残しておくべきであり、それらの資料が翌年度に引き継がれることによって、初めて翌年度以降の「前年ベース」の積算にも意味が出てくるはずである。予定価格の積算に当たっては、適正な事務手続が必要である。</p> <p>委託料の算定対象経費を厳密に区分しておく必要がある。【総務課】</p> <p>公社の決算書を確認したところ、自主事業については人件費が計上されていなかった。実際には自主事業についても人件費はかかっているはずであり、その分については、公社独自の財源で賄うべき性格のものである。本委託業務の積算あるいは精算に当たっては、勤労青少年ホームにかかる公社の人件費全額が対象となっているが、自主事業分の人件費は含めるべきでない。</p> <p>正確に委託料を積算するためには、その対象経費を厳密に区分しておく必要がある。</p>	<p>公社から委託業務の体制や内容、前年度からの変更点・改善点等について予算編成段階でヒアリングし、事前に十分な検討をしている。そして、その結果を踏まえて予定価格を積算している。それらの検討や積算の過程は予算編成資料として残しているが、予定価格の積算資料としては添付していなかった。平成 17 年度の勤労青少年ホーム管理運営業務委託契約事跡からは、積算根拠を添付している。</p> <p>当公社は平成 6 年から勤労青少年ホームの管理運営を北九州市より受けている。主な収入は、市からの委託料、受講料・教材費収入である。</p> <p>収支決算書上は、それぞれの収入の充当先をわかりやすくするため、市委託料収入と受講料・教材費収入に分けて作成しているが、受講料・教材費収入で講座の開設等勤労青少年ホームの管理運営のための事業を行っており、自主事業は実施していない。</p> <p>今後、公益法人の会計基準の見直しが予定されており、それに併せて、当公社の決算書についても見直しを行う。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>3 . 市立福祉会館管理運営業務</b></p> <p>委託料の内容についてのチェックをより厳密に行う必要がある。【計画課】</p> <p>福祉会館の委託料の内訳について平成15年度と16年度を比較すると、人件費(報酬額)はさほど金額が変わらない(245千円減)にも関わらず、人件費に比例するはずの福利厚生費が大きく減額(1121千円減)していた。そこで、担当課に福利厚生費の減額理由を質問したところ、平成15年度の福利厚生費の見積が間違っていたとのことであった。しかも、平成15年度終了時においても間違っている金額が訂正されないまま精算が行われていた。担当課では金額の間違いに気付かないまま処理していたものと考えられるが、委託料の内容については、予定価格の積算、業者からの見積書提出、契約、精算など、何度か確認する機会があったはずである。このような単純なミスが余分な委託料の支出につながりかねないことから、委託料の内容をチェックする体制や手続、あるいは職員の意識等について再確認し、適正な事務手続となるよう改善する必要がある。</p> <p>委託事務が統一的に行われるよう担当課間で十分連携する必要がある。【計画課】</p> <p>平成15年度の管理運営業務委託について監査したところ、福祉会館(保健福祉局計画課)については、年度末近く(平成16年2月)になって変更契約が行われていた。変更の理由は、当初予定していた光熱水費の執行が冷夏等の影響で大きく下回ったことによるものであった。光熱水費の執行が当初予定よりも大きく下回ったことは、市民会館(経済文化局文化振興課)も同じことであったが、契約は変更されずに、年度末の概算払いを精算する形で済まされていた。担当課が異なるとは言え、一体的な施設で同様のことが生じているのであり、市民会館も福祉会館にあわせて年度の途中で変更契約するなど、双方の担当課</p>	<p>平成15年度については、見積から精算に至る過程において、大幅な増減が無かったことから、チェックが不十分になっていた。</p> <p>現在は、経年比較を行うなど、チェック内容を強化するよう改善した。</p> <p>平成16年度分についても、前年度と同様に執行残が見込まれたため、保健福祉局計画課と経済文化局文化振興課、及び委託先の社会福祉法人と協議を行い、それぞれ契約変更を締結した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>が連携を密にして手続を統一する必要がある。特に、「ウェルとばた」は、福祉会館と市民会館という複数の機能を一体化し、市民にとっては利便性の高い施設と思われるが、管理運営では市の担当が分かれており、それがデメリットとならないよう、担当課間で十分連携することが必要である。</p> <p>統括管理業務の内容について再委託の仕様書等で明記する必要がある。【計画課】</p> <p>委託先の社会福祉法人は、「ウェルとばた」の管理運営に当たって、清掃業務、舞台設備機器の運転操作業務及び設備常駐管理等業務について、他の業者に再委託を行っている。再委託先は、現在まで同じ業者(3社)である。そこで、再委託の内容を監査すると、再委託先の1社との委託契約の中にウェルとばた統括管理業務が含まれていた。本来、管理運営業務全体を統括するのは市が直接契約している社会福祉法人の役割のはずであるが、「ウェルとばた」の開館当初、ハード部門の技術的な部分については専門業者のサポートが必要であったため、その業務に限定して再委託を行っているとのことである。しかしながら、統括管理業務がハード面に限定されていることは仕様書等で明記されていない。</p> <p>再委託の妥当性について誤解を生じかねないため、業務内容を明確にする必要がある。</p>	<p>平成 17 年度分より、再委託の業務内容を明確にするために、仕様書の内容を見直すとともに、再委託業務の削減に努めるよう指示を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>4. 高齢者生きがい活動支援通所事業等</b></p> <p>事前確認表は確認すべき事項を十分検討した上で作成する必要がある。【計画課】</p> <p>随意契約に当たって作成された事前確認表の記載の中に、本業務とは無関係な記載があった。担当課によると契約室が作成した事前確認表の雛形を利用した際に、不要な文言を消し忘れて、残ってしまったとのことである。事前確認表は、随意契約とすることの妥当性を検証し、その結果を記録して残しておくための重要な書類である。したがって、事前確認表の作成に当たっては、その趣旨を踏まえ、単に形式的に書類を整えるだけでなく、一つ一つの確認事項を十分検討し、慎重に記入することが必要である。</p> <p>予定価格の積算根拠を明らかにしておく必要がある。【計画課】</p> <p>委託料予定価格調書の記載費目の中で、「報償費」(講師に対する報酬)の内訳や積算根拠は記載されていない。金額の妥当性を確認するとともに、履行確認を正しく行うために、講義回数等を明らかにしておく必要がある。また、予定価格調書の中では人員数の記載は特にないが、委託先からの実施報告書では実際の人員数が記載されている。的確に予算と実績の対比を行い、その分析結果を今後の業務に活かしていくためにも、予定価格調書上で予定人員数を明らかにしておく必要がある。</p>	<p>平成 17 年度委託契約の事前確認表については、雛形に記載されていた例示項目を削除して作成し、各項目の内容も厳格にチェックした。</p> <p>平成 17 年度委託契約において、予定価格調書の別表に、報償費の内訳や積算根拠、予定講義回数、予定受講者数を添付し、詳細が把握できるように措置した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 273 778 309"><b>5 . 在宅高齢者等おむつ給付サービス事業</b></p> <p data-bbox="204 353 778 430">随意契約に当たっては、有資格業者を選定する必要がある。【高齢者福祉課】</p> <p data-bbox="204 474 778 1258">事前確認表の中で、契約先は市物品等供給契約有資格者であることと記されているが、平成 15 年度の全件（46 件）の契約先のうち、3 業者については「物品等供給契約の有資格業者名簿」（以下、「有資格業者名簿」という。）に登載されていなかった（登録申請もされていない）。選定される資格を有しない業者と契約を締結していたことになる。物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第 13 条によると、随意契約の相手先の選定については、有資格業者名簿に記載されている者から指名しなければならないとされており、規則に反している。契約先が 46 業者と多いこともあり、事前に資格の有無を十分チェックできなかったものと考えられるが、有資格者のみと契約すべきであった。あるいは、有資格者として登録されていない業者を含める理由を説明する必要があった。今後の業者選定の際には留意していただきたい。</p>	<p data-bbox="810 474 1385 721">契約更新の際や新規参入事業者の選定の際、確認の徹底をするようにした。平成 17 年度の契約事業者（全 36 事業者）は全て有資格業者名簿に登載されている。なお、平成 15 年度に有資格業者名簿に登載されていなかった 3 事業者とは平成 16 年度以降契約をしていない。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 273 632 309"><b>6．社会福祉施設等の管理運営</b></p> <p data-bbox="204 353 788 425">委託料明細書には必要なコストをすべて記載しておく必要がある。【障害福祉課】</p> <p data-bbox="204 465 788 1182">委託料の明細書は契約書に添付されている書類であり、人件費、事務費、事業費に区分され、事業団の予算をベースとして社会福祉法人会計基準に規定された勘定科目別に積算された金額を記載する形となっている。なお、事業団の予算は前年度実績をベースに設定されている。ただし、委託料明細書上では、事業団の予算とは異なり、事務費や事業費の金額がゼロとなっている。支援費収入があり、これと相殺したためであるとのことであるが、これでは予算書と照合して積算の合理性を判断できず、委託料の積算根拠も明らかになっていないとは言えない。したがって、委託料明細書は、委託契約の業務に必要なコストを網羅して記載した上で、支援費収入等を控除するなど、委託金額の積算根拠及び予算額との比較が明らかになるような形で作成する必要がある。</p>	<p data-bbox="810 465 1390 613">平成 16 年度からは、委託料明細書の事務費、事業費についても必要な経費を計上し、委託金額の積算根拠や予算額との比較が明らかになるような形で作成している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 275 603 309"><b>7. 子どもの館管理運營業務</b></p> <p data-bbox="204 353 786 427">仕様書等において事業団及び市が負担すべき経費の範囲を明示する必要がある。</p> <p data-bbox="212 432 411 465">【児童家庭課】</p> <p data-bbox="204 510 786 689">子どもの館の管理・運営は利用料金制度によっており、当初、市が委託料で負担する経費は人件費と再開発ビル共用部分の維持管理費（共益費）のみとしている。それ以外の経費はすべて事業団負担となる。</p> <p data-bbox="204 694 786 840">事業団は利用料金収入で人件費、共益費を除く経費を賄い、差額で生じる剰余ないし損失は管理受託者である事業団に帰属することとなる。</p> <p data-bbox="204 844 786 1108">ただし、委託仕様書第5条では、「市立子どもの館の管理及び運営上に起因する公租公課または施設の維持管理に要する経費はすべて乙(事業団)の負担とする。」と記述されているのみであり、市と事業団の経費負担区分の詳細は説明されていない。</p> <p data-bbox="204 1113 786 1377">また、担当課によると、事業団と市の経費負担区分は必要に応じて見直すものとしており、2年目には、当初、事業団の負担であった水道光熱費なども市の負担に変わったとのことである。しかし、第三者にとって、両者の負担区分変更についても分からない状況にある。</p> <p data-bbox="204 1382 786 1601">仕様書等において、経費負担区分が明記されていないと、経費負担区分を見直す場合などに、トラブルが生じる可能性がある。したがって、仕様書等において、事業団及び市が負担する経費の範囲を具体的に明示しておく必要がある。</p>	<p data-bbox="810 510 1393 763">市としては、利用料金制度は必要に応じ見直すものと考えており、方針伺い（平成13年7月19日決裁）の中でも平成13年度は、市の委託料で「共益費・人件費」を賄うこととするが、平成14年度以降は収支を見ながら市と管理受託者で協議することとしている。</p> <p data-bbox="810 768 1393 920">管理運営経費のうち、委託料で市が負担する経費については、市と事業団で協議し、事業団の見積書の中に明示することとしている。</p> <p data-bbox="810 925 1393 1108">第三者に負担区分が分らないのは、支出項目の分類が大きかったり、用語が専門的であったりするためと思われる。平成18年度の契約からはより詳細に明示することとしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>利用料金制度の趣旨を踏まえ、適切に契約変更の事務手続を行う必要がある。【児童家庭課】</p> <p>平成 15 年 7 月の黒崎ターミナルビル(株)の破綻により、入場者の減少とともにビルの共益費がアップしている。そのため、年度途中で契約変更をしている。</p> <p>その際の決裁書上では、「ビル共用部分管理費等が増額となったため」、契約変更するとされているのみである。確かに、共用部分管理費（共益費）の増額が主であるが、積極的に集客するために行われた広報・イベント等の他の支出にも充てられ、結果的に、事業団が負担すべき部分を市からの委託料で支出する形になっている。</p> <p>当初、事業団の自律的な運営を促し、「損失が出た場合も管理受託者の負担とし、市からの委託料は変更しない」という方針で、利用料金制度が導入されている。</p> <p>黒崎ターミナルビル(株)の破綻という止むを得ない事情は理解できるが、利用料金制度の趣旨からは外れるため、少なくとも決裁書等において、契約変更の理由とその内容をより具体的に説明するとともに、緊急避難的な措置であることを明記しておく必要がある。それがない場合、今後の利用料金制度の運用に対して、赤字補填が可能という前例を残すことになる。</p> <p>利用料金制度の趣旨を踏まえ、適切に契約変更等の事務手続を行うことが必要である。</p>	<p>市としては、利用料金制度は必要に応じ見直すものと考えており、方針伺い（平成 13 年 7 月 19 日決裁）の中でも平成 13 年度は、市の委託料で「共益費・人件費」を賄うこととするが、平成 14 年度以降は収支を見ながら市と管理受託者で協議することとしている。</p> <p>平成 17 年度以降に契約変更を行う必要が生じた場合には、経費負担区分の変更理由等について、決裁に「緊急避難的」なことが分かるように詳細に明示することとしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>8 . 児 童 養 護 施 設 措 置 費</b></p> <p>管理費特別加算の趣旨に沿って、対象施設の選定を適切に行う必要があった。【児童家庭課】</p> <p>措置費支出のうち保護単価の状況についても一部確認を行ったところ、児童養護施設等の保護単価を定める決定書の中で、管理費特別加算（一般分保護単価の1%）の対象となる2施設の決定が行われていたが、施設の選定理由については、特段、記載されていなかった。担当課の説明によれば、6ヶ所の児童養護施設とも「特に評価に値する、優れた入所者処遇を行っている施設等」であるため、特定の施設を選定するのではなく、すべての施設を対象として順番に加算を行っているとのことであった。しかし、同一年度に加算できる施設数は限定されており、また、当該管理費加算額は国庫負担が2分の1あるが、残りは市の負担であるため、対象となる施設については、適切な評価に基づき選定されるべきである。また、その選定過程（理由）についても書面で残しておく必要がある。保護単価の管理費特別加算は、入所者処遇の改善・向上を促すために、児童擁護施設にインセンティブを与えるという意味合いがあると思われるが、その趣旨に沿って、適切に施設選定の手続を行う必要があった。なお、本加算については、国の通知により、平成16年度から廃止されている。</p>	<p>管理費特別加算については平成16年度に廃止となっている。</p> <p>今後同様の加算制度が新設された際には、適切な評価に基づき加算対象施設を選定し、その事務処理経過がわかるように書面を整えたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>9 . 公立保育所運営（民間）</b></p> <p>特命理由をより具体的に説明する必要がある。【保育課】</p> <p>「平成 15 年度公立保育所運営委託契約の締結並びに委託料の支出」に関する伺書の中で、「委託先の 6 法人は施設運営について良好な実績を有し、社会福祉事業に高い見識を有している。また、それぞれの施設についての細かなノウハウを持っている団体が他にないため」、特命随意契約とする旨が記載されている。しかし、保育所を運営している民間の社会福祉法人は市内に多数あり、特命理由としては、具体性に欠け、説明不足である。特命随意契約に当たっては、委託先でなければならない必然性が、第三者にも客観的に納得できるような説明をする必要がある。それが難しい場合は、特命とせず、複数の業者から見積書や提案書を徴するか、入札を行うなど、より競争性、透明性の高い方法で業者選定を行う必要がある。</p> <p><b>10 . 民間保育所運営費</b></p> <p>支弁台帳には措置費の実態をすべて記録する必要がある。【保育課】</p> <p>保育所の運営費については、1 人当たりの単価や諸加算額は厚生労働省の通知により決定され、その 2 分の 1 は国庫負担となっている。毎月、これらの措置費（保育所運営費）を支弁すると、その費目、人員、単価等一定の事項を「支弁台帳」に記載することになっている。そこで、正しく支弁台帳が作成されているかなどについて確認したところ、支弁台帳はシステムで計算し作成されているが、基本的な計算しか行われていないため、加算について支弁台帳に記載されていないものがあった。これらについては、平成 16 年度からシステムの変更を行い、支弁台帳に記載することになったとのことであるが、支弁台帳は措置費の実態を保育所ごとに明確にし、その管理</p>	<p>平成 17 年度公立保育所運営委託契約締結時の特命理由として、「受託先が児童福祉だけでなく幅広い社会福祉活動を行っており、世代間交流等地域住民の福祉向上の拠点としての役割を果たすことができること」などの理由を具体的に挙げている。</p> <p>新保育システムを導入し、支弁台帳に保育所へ支払った運営費の全ての経費を記録することとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>をより適正に行うためのものであり、かつ、作成が義務付けられているものであるため、早期に変更する必要があった。</p> <p>11 . 健康診査、予防接種</p> <p>事前確認表は確認すべき事項を十分検討した上で作成する必要がある。【保健衛生課】</p> <p>随意契約に当たって作成された事前確認表の記載の中に、本業務とは無関係な記載があった。担当課によると、他の課で使用された事前確認表を本業務の様式としてそのまま利用した際に、他の課で記載されていた内容を消し忘れて一部残ってしまったとのことであった。同様の例は保健福祉局の他の委託契約でも複数見受けられたため、単純なミスというよりも、実際の事前確認表の作成では、確認すべき各項目について十分検討されていないのではないかとの疑問が生じる。事前確認表は、随意契約とすることの妥当性を検証し、その結果を記録して残しておくための重要な書類である。したがって、事前確認表の作成に当たっては、その趣旨を踏まえ、単に形式的に書類を整えるだけでなく、一つ一つの確認事項を十分検討し、慎重に記入することが必要である。</p>	<p>事前確認表の作成にあたっては、これまで以上に一つ一つの確認事項を十分検討し、随意契約とすることの妥当性を検証した上で慎重に記入するようにした。</p> <p>組織改正により、平成 17 年度から担当事業課が、保健医療課から保健衛生課へ変更になっている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="199 273 446 309"><b>12 . 福祉医療業務</b></p> <p data-bbox="199 349 785 461">事前確認表は確認すべき事項を十分検討した上で作成する必要がある。【保険年金課】</p> <p data-bbox="199 501 785 1223">随意契約に当たって作成された事前確認表の記載の中に、本業務とは無関係な記載があった。担当課によると、他の課で使用された事前確認表を本業務の様式としてそのまま利用した際に、他の課で記載されていた内容を消し忘れて一部残ってしまったとのことであった。同様の例は保健福祉局の他の委託契約でも複数見受けられたため、単純なミスというよりも、実際の事前確認表の作成では、確認すべき各項目について十分検討されていないのではないかとの疑問が生じる。確認表は、随意契約とすることの妥当性を検証し、その結果を記録して残しておくための重要な書類である。したがって、事前確認表の作成に当たっては、その趣旨を踏まえ、単に形式的に書類を整えるだけでなく、一つ一つの確認事項を十分検討し、慎重に記入することが必要である。</p> <p data-bbox="199 1263 785 1375">実態を踏まえて、委託する業務内容や委託料の積算基準を見直す必要がある。【保険年金課】</p> <p data-bbox="199 1415 785 1971">本業務のうち、中心的な業務である「福祉医療費の請求書及び診療報酬明細書の作成業務」を取り上げ、委託先での実施状況や委託料の積算等について担当課に確認を行った。本来、福祉医療費の請求書や診療報酬明細書の作成業務は、各医療機関が行う性格のものである。業務開始当初は、実際に委託先で業務が行われていたようであるが、現在は、委託先が直接、作成業務を行っているわけではない。契約書や仕様書上では、業務の実施体制等が明記されておらず、また、委託先から他の医療機関等への再委託申請承認手続等も行われていないため、業務の実態が明らかではない。</p>	<p data-bbox="805 501 1391 766">平成 17 年度の随意契約による委託業務については事前確認表記載の各項目を十分確認し随意契約とすることの妥当性を検証するよう職員に周知徹底を図った。また、契約決裁時に各項目について担当職員に説明を受け再度確認した上で契約するようにした。</p> <p data-bbox="805 1415 1391 1904">平成 17 年度の委託契約において次のとおり見直しを行った。 業務の実態に則し、委託業務内容について、「福祉医療費診療報酬明細書の作成」とし、業務が医療機関において実施されるものであることを、契約書中で明記した。 医療機関における福祉医療費診療報酬明細書の作成枚数について実績報告書を提出させることとした。 福祉医療費診療報酬明細書の作成単価について、医療事務従事者の給与等をもとに積算の見直しを行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>また、診療報酬明細書や請求書の作成については、単価が設定され、作成枚数等を基にした委託料が積算されている。しかし、医療機関での作成枚数の実績や、それに応じた委託料等の支払い状況などが不明であり、委託料の積算の妥当性も確認しづらい状況である。本件に関しては、長年同様の方法で委託料が積算され、委託先と契約してきたと思われるが、市としては、まず業務の実態を把握することが不可欠である。その上で、委託する業務内容や実施体制の妥当性を再確認して、適正な仕様書や契約書に改めるべきである。さらに、作成業務の実績やコストを具体的に調査し、必要があれば積算基準自体も全面的に見直す必要がある。</p> <p><b>13 .在宅介護支援センター事業及び介護予防生活支援事業</b></p> <p>年度当初の段階で委託先の予算内容を確認することが必要である。【健康推進課】</p> <p>委託先から提出される収支報告書には実績内訳だけでなく、予算の内訳も記載されており、費目ごとに実績と比較できる様式となっている。年度当初に各委託先で予算が設定されていることになるが、市はその時点で予算の内訳までは確認していない。市としては、国の方針で各委託先への委託金額の上限が決められており、また、委託先が多く、それぞれで事情が異なることなどから、委託先が作成した当初の予算内訳については、年度途中の現地調査の際に初めて確認しているとのことである。本業務における予算内容は、当該年度の事業実施の目標になるとともに、実績を検証する際の基準となるものであるため、その設定に当たっては、市の確認が求められる。</p> <p>提出させる書類の様式など、具体的な方法については工夫の余地はあるものの、年度当初において予算内訳を提出させ、従来の委託先の実績などをもとに、その妥当性を確認する必要がある。</p>	<p>平成 17 年度委託契約を行う際に、各委託予定先より同年度の「事業計画書」と「収支予算書」について、新たに提出を求め内容の審査を行っている。</p> <p>なお、実績の確認については、前年度と同様の手法を用い、妥当性についての確認を行うこととしている。</p> <p>平成 17 年度より、担当事業課が組織改正により、総合保健福祉センター管理課から保健福祉局健康推進課へ変更となっている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>・ 建設局</p> <p>1. 前田熊手線街路事業に伴う公社幹旋事務費</p> <p>分割払い等の支払方法については契約書等に明記する必要がある。【用地管理課】</p> <p>委託料について、伺書では支払時期を10月27日、1月26日、4月26日の3回の分割払いにするとされているが、公社との間では、分割払いについて文書による明確な取り決めがない。</p> <p>担当課の説明によれば、以前、公社からの申し出・協議により中間払いを行うようになったとのことで、口頭による合意のみとのことである。支払方法についても契約書等に明記するなど文書による明確な取り決めを行う必要がある。</p> <p>料率の設定根拠を明確にし、委託料節減等の交渉をする必要がある。【用地管理課】</p> <p>公社に支払う事務委託料の料率はあっせんする用地価格の3%に設定されているが、昭和63年に締結された協定のままであり、16年間同率である。3%の設定根拠自体も明確ではなく、また、特に値下げ交渉は行われてこなかったとのことである。</p> <p>担当課によると、非公式には公社から料率引き上げの打診があったが、委託事務内容の同一性、委託事業の継続性、他都市の取扱いとの比較などから判断して3%に据え置いた経緯があるということであるが、その検討過程等が記録されていない。</p> <p>市100%出資の公社とはいえ、外部の別法人に委託する以上、単に前例を踏襲して業務を継続するのではなく、委託料の積算根拠を明確にし、適宜、市の立場から委託料節減等の交渉をする必要がある。</p>	<p>平成17年4月1日付にて、覚書の一部を改正し、支払い月について定めた項目を新たに設けている。</p> <p>財政局、土地開発公社、建設局で検討予定である。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>2 . 鹿 児 島 本 線 西 小 倉 駅 構 内 南 北 公 共 連 絡 通 路 仕 上 工 事</b></p> <p>特殊工事とはいえ、委託工事の金額根拠を把握する必要がある。【街路課】</p> <p>当該公共連絡通路工事については委託先から当該公共連絡通路工事の金額明細が提示されていない。市でも鉄道と交差する通路という特殊工事であるため、独自に工事費の積算ができない状態である。</p> <p>この件については、国（国土交通省）も問題視しており、全国の地方整備局などには、道路と鉄道の立体交差化工事などについては工事費の透明性を確保するように、平成 16 年 8 月 6 日付けで通達を出している。</p> <p>また、市においては、これまでの交渉の結果、平成 16 年度当初より精算時に「工事業者一覧表」（工事費記載）を入手し、また、委託先の発注設計書の閲覧ができるところまでできているとのことである。そして、今後も交渉を継続する予定である。</p> <p>このように市としては交渉を行ってきたしており、また、市単独の取組みだけでは難しい面があるのは確かであるが、工事費の妥当性を確認するためには金額根拠を把握することが必要である。</p> <p><b>3 . 城 内 大 手 町 線 道 路 詳 細 設 計 業 務</b></p> <p>規程に定められている専決権者が検査を行う必要がある。【街路課】</p> <p>市助役以下専決規程では「1 件 1,500 万円を超える設計等の委託の検査」は部長専決とされているが、本業務の完了届では部長の検査印はなく、課長までの検査となっていた。規程に定められている専決権者が検査を行う必要がある。</p>	<p>今後の J R への工事委託にあたっては、金額根拠の提示について、引続き鉄道事業者と交渉を行っていく。</p> <p>決裁区分について担当者に周知・徹底を行った。なお 500 万円を超える設計業務委託については、現行の起工課による検査制度から、検査室による検査制度に移行した。これに伴い、起工課での検査の決裁区分が課長までとなったことから、同様のミスはなくなるものと考える。(北九州市設計業務委託検査要綱：平成 17 年 4 月 1 日に開始)</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 275 758 309"><b>4．都下到津線事後評価報告書作成業務</b></p> <p data-bbox="204 353 785 425">契約変更の必要が生じた場合は、速やかに契約変更手続を行う必要がある。</p> <p data-bbox="212 432 347 465">【街路課】</p> <p data-bbox="204 510 785 1294">本業務は、平成 15 年 7 月 22 日に委託契約が締結されている。履行期間は契約日から平成 16 年 3 月 15 日までであるが、履行期間終了直前の 3 月 12 日に変更契約がなされている。変更の内容は、交通量調査と図面編集の業務の追加であり、金額も 2,378 千円増額されている。追加業務は数日で実施できる内容ではないため、担当課に確認したところ、実際は当初契約直後の 8 月 4 日に、既に業務追加を委託先に指示しており、変更契約の手続だけが年度末になったとのことである。実際には 8 月 4 日の時点で契約変更の事実が発生しており、速やかに変更契約の手続をとる必要があった。また、変更契約の手続が遅れたことにより、変更契約の決裁権限者である局長の決裁を受けない状態のまま、7 ヶ月以上も変更後の業務が実施されていたことになる。変更契約について適正な手続とは言えないため、改善する必要がある。</p>	<p data-bbox="810 510 1391 611">今回のように業務内容の追加が発生した場合は、速やかに変更手続を行うよう担当者に周知・徹底を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 273 542 309">5. 市公園施設の管理等</p> <p data-bbox="204 349 785 425">進行管理や履行確認、及び変更契約手続を適正に行う必要がある【公園管理課】</p> <p data-bbox="204 465 785 1411">志井プールの場内監視・窓口等業務は、プールがオープンしている期間に、公社から別の業者に再委託されている。そこで、公社にて関係書類を確認したところ、公社から業者への再委託料は、通常期 1 日 48 人、繁忙期 1 日 63 人の監視員で積算されているが、実際に業者から提出された勤務表によると、7月の通常期に 48 人に達していない日が 5 日あった。プールの所長（公社の囑託職員）が状況を確認していなかったことや、再委託先の本社と現場の連絡不徹底が原因ということである。また、業者が公社に提出すべき勤務員名簿は、現場にはあったということであるが、公社の本部では書類として保存されていなかった。さらに、7月末に上記のような状況が判明した時点で、市と公社の委託契約も変更し、減額しているが、4 日分しか対象とされており、市は 1 日余分に委託料を支払ったままとなっている。監視員の数は人命にも関わる問題であり、プール運営において、求められる安全性の確保が実際にできているかどうかをもっと厳しくチェックする必要がある。また、変更契約も適正に行う必要がある。</p>	<p data-bbox="810 465 1390 577">公社に余分に支払っていた委託料 21,000 円については、既に公社から返還させている。</p> <p data-bbox="810 582 1390 725">また、再発防止のため、再委託先から公社に対して提出される資料を、厳しくチェックするよう引続き指導・監督の徹底に努めている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>6．公園等清掃及び除草業務</b></p> <p>随意契約に当たっては、事前確認表を作成する必要がある。【公園管理課】</p> <p>本業務の契約に当たっては、特命理由書は添付されているが、委託業務要綱第9条に定められている事前確認表が添付されていない。事前確認表は、特命理由だけでなく、随意契約に際して留意すべき点を幅広くチェックする様式となっており、必ず事前確認を行い、書類として残しておく必要がある。特に、本業務のように継続して委託する場合には、同一業者への委託継続が妥当か、あるいは業務内容の見直しを行っているかなどが重要なポイントとなる。</p> <p>委託業務要綱の規定に従って、事前確認表を作成する必要がある。</p> <p>委託業務に関する事務手続の適正化を図る必要がある。【公園管理課】</p> <p>業務委託料精算報告書（一部）によれば、清掃費の精算額が当初契約額の3倍近くと大幅に増加していた。これは、平成16年の1～3月に住民からの苦情等により落葉の清掃作業量を増加させたためとのことであるが、増加量の大きさからすると、十分な説明がなされたとは言えない。長年継続して同一業者に委託している業務にも関わらず、計画と実績でこれほどの差異が発生していることは、単なる計画の見込み違いとは考えられない。また、契約書では、月毎に業務完了報告書を市に提出しなければならないが、清掃業務の増加分については業務完了報告書が提出されておらず、履行確認あるいは業務実施の面でも問題が見られる。一方で、除草費は、当初契約額よりも精算額が減っており、結果的に除草費と清掃費を合計した精算額全体が当初契約額と同額になっている。これは、清掃費の増加に対して、全体として当初契約金額を超えないよう、委託先との合意の上、除草作業量を調整して精算したためとのことである。これだけ容易に変更できるのであれば、当初の作業量設定自体が妥当であったのか疑問が生じる状況である。本委託業務</p>	<p>平成17年度からは、事前確認表を作成している。</p> <p>契約当初に必要な業務量を正確に見積るとともに、当初契約における除草・清掃にかかる作業計画内容と、実際の除草・清掃内容について差異が生じた場合については、受託事業者に対し理由書を求めるなど、個別に精査を行い必要性を検討した上で、慎重に実施することとしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>は、市の政策的な意味合いもあることから、市と委託先は長年の委託契約の中で、契約金額の積算方法や業務量の設定、あるいは精算方法などについて暗黙のルールが出来上がり、それに従って手続がなされている印象を受ける。しかし、このような形は、第三者にとっては不透明であるため、改善する必要がある。市は、委託者として契約当初に必要な業務量をできるだけ正確に見積る必要があり、それが本当に必要なものかどうか慎重にチェックし、履行確認においては、契約書どおりに業務完了報告書を提出させるとともに、今回のように当初契約額との差違が大きい場合は、通常よりも精査することが求められる。本業務の委託に当たっては、事務手続の適正化を図る必要がある。</p> <p><b>7. ポンプ場、浄化センター運転整備等業務</b></p> <p>毎年、積算根拠を確認し、適宜、見直しを行う必要がある。【施設課】</p> <p>委託料の積算に当たっては、単に前年度の積算基準をそのまま使用するのではなく、毎年、代価表などの内容を確認し、前年度までの実績や類似業務の情報などについても参考としつつ、細かいものも含めて必要な見直しを行う必要がある。それらの積み重ねが委託料の抑制につながるはずである。なお、積算根拠について、第三者にも分かりやすい形で明記しておくことも重要な点である。</p>	<p>平成 17 年度の積算において、見直しを行えるものはすでに措置済み。</p> <p>さらに人件費の根拠など、平成 18 年度委託設計の積算根拠を明確化したい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>副統括責任者の配置基準について、書類上の整合性を図る必要がある。【施設課】</p> <p>仕様書では、統括責任者、副統括責任者を選任し、書面で届けるという記載があるが、実際には副統括責任者が選任されていない場合が見られた。担当課によると、副統括責任者は統括責任者を補佐するものとして、市の配置基準に従って、配置しているとのことであるが、仕様書の記載が配置基準や実態と合っていない。また、副統括責任者も1名想定して積算されているものについて、仕様書では統括責任者のみ、選任と職責が記載されている。副統括責任者の選任と職責も明記する必要がある。さらに、全施設の職員配置をまとめた配置表で見ると本業務では副統括責任者が配置されていないことになっており、書類間の辻褄が合っていない。副統括責任者の人件費は主任運転整備員とは異なっており、委託料の積算に直接影響するものであるため、その配置については、仕様書や設計書、配置表などの書類間の整合性を図る必要がある。</p> <p>事前確認表の各項目について十分検討した上で作成する必要がある。【施設課】</p> <p>随意契約に当たって作成されている事前確認表の内容を見ると、委託契約書の記載事項や委託の継続についての確認など、記入可能な項目まで該当なしとしているケースが見られた。また、事前確認表では予定価格を積算しているとなっているが予定価格調書が作成されていない。事前確認表は委託業務要綱第9条に基づいて作成されるものであり、随意契約の妥当性をチェックし、その結果を記録する重要な書類である。単に形式的に書類を整えるだけでなく、一つ一つの項目について十分検討した上で記入することが必要である。</p>	<p>平成 17 年度委託に際して仕様書、設計書等の各書類間の整合性を図った。</p> <p>平成 17 年度の委託契約を行うにあたり、随意契約のための事前確認表について、「委託契約書の記載事項」、「委託の継続」等について十分検討のうえ、記入を行った。</p> <p>また、予定価格調書も作成し、事蹟に添付した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>業者選定方法等も考慮して適切な委託範囲を設定する必要があった。【施設課】</p> <p>汚泥乾燥施設の運転業務と乾燥汚泥の搬出業務については、その内容や専門性、委託料の積算方法など、かなり異なるが、平成 11 年度当初から一括して同一業者に特命随意契約で委託している。運転業務については、浄化センターやポンプ場と同様に、専門性や技術・ノウハウ面などから、ある一定期間は同一委託先が継続的に業務を行うことの利点が認められるが、搬出業務の場合は毎年、競争入札を実施することが可能である。したがって、市は経済性の観点からも考慮して、委託業務の範囲を検討すべきであり、その意味では、本業務の場合、搬出業務のみ取り出して、競争入札を行う必要があった。なお、平成 16 年度から、運転業務と搬出業務を分離し、搬出業務については競争入札を実施している。</p> <p><b>8 . 脱水ケーキセメント化处理</b></p> <p>事前確認表の各項目について十分検討した上で記入する必要がある。【施設課】</p> <p>随意契約に当たって作成されている事前確認表の内容を見ると、委託契約書の記載事項や委託の継続についての確認など、記入可能な項目まで該当なしとしているケースが見られた。また、事前確認表では予定価格を積算しているとなっているが予定価格調書が作成されていない。事前確認表は委託業務要綱第9条に基づいて作成されるものであり、随意契約の妥当性をチェックし、その結果を記録する重要な書類である。単に形式的に書類を整えるだけでなく、一つ一つの項目について十分検討した上で記入することが必要である。</p>	<p>平成 17 年度も引続き当該搬出業務委託の競争入札を実施した。</p> <p>平成 17 年度の委託契約を行うにあたり、随意契約のための事前確認表について、「委託契約書の記載事項」、「委託の継続」等について十分検討のうえ、記入を行った。 また、予定価格調書も作成し、事蹟に添付した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>委託先から実施計画書及び完了報告書を徴する必要がある。【施設課】</p> <p>委託業務要綱第 15 条によると、業務に着手するときは、あらかじめ委託先から実施計画書を徴し、また、業務が完了したときは、速やかに委託先から完了報告書を徴することになっているが、本業務の場合にはそれらを徴していない。要綱の規定に従って、適切な事務手続を行う必要がある。</p> <p><b>9 . 曾根浄化センター脱水ケーキ搬出業務</b></p> <p>積算に当たっては慎重を期し、毎年、積算根拠等を確認する必要がある。【施設課】</p> <p>本業務の積算内容を、「日明浄化センター汚泥乾燥施設運転整備等業務委託」の汚泥搬出業務の積算と比較すると、搬出トラックの軽油の1時間当たり数量が間違っていた。四捨五入の関係で1時間当たり13リットルとすべきところを、本業務では13.4リットルとして計算していたとのことであり、結果的に市は委託料を104千円ほど余分に支払ったことになる。今回は、委託料決算額への影響はわずかであったが、少しの計算ミスから大きな委託金額の間違いにつながる恐れもあることから、積算に当たっては慎重を期すべきであり、毎年、類似業務の状況なども参考にしつつ積算根拠等を細部まで確認し、適宜、見直す必要がある。</p>	<p>平成 16 年度の委託完了報告書を徴収済である。また、平成 17 年度の委託実施計画書も徴収済である。</p> <p>毎年の類似業務については、13 リットルで適正に設計していたが、「日明浄化センター汚泥乾燥施設運転整備等業務委託」のみ 13.4 リットルで計算していた。指摘のあった業務委託については、平成 17 年度設計から搬出トラックの軽油の1時間当たり数量は13リットルに統一した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>10 .市道木屋瀬1号線道路事業に伴う踏切仮拡幅工事</p> <p>委託先から提出された積算書の内容を市としても独自に検証する必要がある。 【西部整備事務所工務第一課】</p> <p>通常の委託業務の場合は、市が委託料の積算を実施して予定価格を設定するが、本委託業務の事業費積算では委託先が行い、その積算額がそのまま協定書での当初委託金額となっている。確かに、本委託業務には鉄道関連の特殊作業を含んでいるため、市が独自に積算を行うには困難な面がある。しかし、積算書を通査したところ、一般的な作業については市の歩掛を参考にすることが可能であり、また、特殊作業の積算についても検証の余地がある。</p> <p>さらに、設計図面と数量計算書との照合等の計算チェックについても実施が可能である。一方、事業費総括表によれば、委託料の内訳は土木関係工事費、電気関係工事費、事務費からなっているが、土木関係工事及び電気関係工事は委託先が外部業者に外注した実費で精算され、事務費は工事費に応じた所定の工事間接費率で算出された金額で精算される。その場合、事業費総括表（精算額の報告書）の内訳について、委託先から可能な範囲で詳細な資料を提出させ、精算報告の正確性を確かめる必要がある。委託先から市に提出されている積算書は、協定額の算出根拠となるだけでなく、最終的に精算額の妥当性について検証する際の基準となるものであるため、積算書の金額の妥当性について、市としても独自に検証を行う必要がある。</p>	<p>今後鉄道事業者と委託契約を結ぶ際は、鉄道事業者と積算内容等について十分協議、照合を重ね協定金額の妥当性を確保したい。また、精算時には内訳金額の詳細な資料を提出してもらい、精算額の透明性を確保したい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>・門司区役所・小倉北区役所・八幡西区役所</p> <p>1. 庁舎管理業務</p> <p>門司区役所庁舎総合管理業務の業務計画書の記載内容が不十分である。【門司区役所総務課】</p> <p>門司区役所では、契約した委託先より業務計画書を入手している。しかしながら、当該業務計画書の内容は、業務の計画に関して全体を把握する上では不十分である。</p> <p>平成 15 年度の業務計画書はいつ業務を実施するかといったスケジュール表形式となっている。業務の監督を行い、一定の品質で業務が執行されることを確かめるためには、少なくとも、誰がいつどこで何をどのように実施するのか明らかにする必要がある。また、上記管理業務のうち、保安警備、庁舎巡視、冷暖房運転、駐車場整理について計画が示されていない。そのため、仕様書の要求に対して、委託先が具体的にどのように実施するのか不明確である。さらに、他の区役所と同レベルにするのであれば、業務の基本方針、人員名簿や研修計画についても計画の一部として要求すべきである。</p> <p>門司区役所庁舎エレベーター保守点検業務の仕様内容等を改善する必要がある。【門司区役所総務課】</p> <p>エレベーター保守点検業務契約は、エレベーター納入業者と毎年度、随意契約を行っている。契約金額の決定は相見積を参考にしており、委託先ではない他の 1 社から見積書を徴している。ただし、委託先業者側主導で実施されているため、次のような問題がある。仕様の内容の検討及び予定価格のもととなる設計金額の計算を十分慎重に行って、経済性に配慮された契約となるよう努力されたい。</p> <p>1) 委託業者が提示した書類をそのまま市の仕様としている。本来、仕様は、委託業者からの資料を参考にしつつも、市が独</p>	<p>平成 17 年度より、一定の品質を確保させるため、保安警備、庁舎巡視、冷暖房運転、駐車場整理について実施計画を示させるとともに、勤務予定表や業務計画、教育（研修）計画なども提出させることとした。</p> <p>平成 17 年度より、委託内容の再検討を行い、様々な業者に適用するよう区独自の仕様書を作成した。</p> <p>予定金額の積算においては、全市的な積算運用基準に従って予定価格を算出した。</p> <p>また、従来まで、見積り比較を 2 社で行っていたが、より適正な委託契約の締結を行うため、3 社による見積り比較を行うこととした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>自に作成すべきものである。また、エレベータ保守点検業務についてはメーカー系の業者以外にも対応できる業者が出てきているため、特定の業者を前提としたものではなく、他の業者にも適用できるよう、できるだけ具体的に記載する必要がある。</p> <p>2)市の設計金額の積算内容が明確ではない。本体点検は年4日、リモート点検は電話回線を使用してリモート監視が常時行われている。本来は業務ごとの所用金額を積算する必要があるが、総額のみを設定となっている。また、各業務を実施する頻度が仕様等に明記されていないなど、積算の根拠が明確となっていない。</p> <p>3)見積書を2社から徴しているが、本来、各業者が独自に作成すべき見積書の様式が2社ともほぼ同じである(市は様式を提示していない)。見積金額を比較する事務の実効性を保つためにも、業者の独立性が維持される工夫が必要である。</p> <p>八幡西区役所庁舎総合管理業務の積算に誤りがある。【八幡西区役所総務課】</p> <p>予定価格の基礎となる設計金額の積算において、保安警備業務の歩掛に誤りがある。</p> <p>閉庁日が108日とされているが、実際は120日であり12日不足している。また、夜間警備についても360日とされているが、実際は366日であり6日不足している。そのため、合計で設計金額を322千円過少に計算していることになる。さらに、設備管理業務の歩掛にも誤りがあり、年間の業務の対象となる平日が内訳書において264日とされているが、実際の開庁日は246日であり18日過大である。そのため、設計金額を269千円過大に計算するという影響が生じている。積算事務においては、稼働日数に配慮して厳密な算定をされたい。</p>	<p>左記の指摘を受けて、平成17年度の契約事務にあたっては、開庁日、休庁日等を正確に計算した。(夜間警備:365日、開庁日:244日、休庁日:121日)</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>庁舎清掃業務については、組織部門相互の積算単価を統一する必要がある。【各総務課】</p> <p>清掃の業務に関して、設計金額の積算で適用されている人件費単価が契約事務を行う部門によって異なっている。</p> <p>門司区役所及び八幡西区役所では、市の臨時的任用職員の日当たり賃金単価が採用されている。一方、小倉北区役所では、「建築保全業務積算基準」に掲げられる清掃員の日当たりの労務単価が採用されている。同様の業務でありながら適用する単価が異なっているのは合理的でない。</p> <p>また、総務市民局所管の本庁舎清掃業務においては、労務原価のほかに労務原価等をベースとして一定割合で直接物品費（労務原価の4%等）、業務管理費（労務原価及び直接物品費合計の6%等）及び一般管理費（労務原価、直接物品費及び業務管理費合計の20%等）が考慮されているが、門司区役所及び八幡西区役所では、これらが考慮されていない。積算単価を統一する必要がある。</p>	<p>公共施設の適正な維持管理を行い業務・費用を見直すため、庁内横断的なプロジェクトチームで検討し、今後の経費削減目標を定めた。本年4月、この目標を具体化するため「建築物経営管理委員会」を設置した。</p> <p>すでに平成16年3月には、本プロジェクトチームがエレベーターを含む昇降機保守点検業務についての全市的な積算運用基準、発注基準を決定し積算単価等の統一を図った。</p> <p>清掃業務委託については、委員会の下部組織である専門部会（事務局：建築都市局技術管理課）において実態把握等を行い、委託業務の合理化や委託料低減が可能ななどの検討を行っていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>入札結果の定期的なモニタリング等により、競争入札の適正化を図る必要がある。【各総務課】</p> <p>門司区役所庁舎の総合管理業務に関して、受託者は過去5年間、ほぼ同じ業者であり、指名業者は平成15年度に1社追加しているものの過去大きく変わっていない。また、八幡西区役所庁舎においても同様の状況である。一方、小倉北区役所市民駐車場管理業務における入札結果を見ると、落札率も100%に近く、また、他の入札参加業者も過年度の落札額を知りながら少なくとも同額にする等の努力が見られない。なお、平成14年度に受託者となったi社は、過去5年以上、継続して落札している。さらに、業者が異なるにも関わらず、1~4位の入札価格が前年度と同額である。入札する金額は各業者が独自に見積もって計算するものであるにも関わらず連続して同じ金額が入っているのは、不自然な状況と言える。受託者の中には、長年の経験とノウハウを蓄積し、業務を長期間安定して実施している実績から信頼を獲得している優良な業者もある。しかしながら、契約業者として選定される入札は、競争性や公正性が確保されるべきであることは言うまでもない。したがって、競争入札が適正かつ有効に機能しているか、定期的にモニタリングする必要があり、その結果、入札の競争性等について疑問の生じる状況が把握できた場合は、指名業者の追加・入替えや入札方法の見直しなど、何らかの具体的な対応策を講じることが必要となる。</p>	<p>【門司区役所】 平成17年度は、指名競争入札参加業者の見直しを検討した結果、6社中2社の入替えを行うこととした。 また、落札業者がここ数年同一業者となっていることについては、適正な入札を行った結果であるものと考えている。</p> <p>【小倉北区役所】 市民駐車場管理業務については、毎年、指名業者の一部を入れ替える等、入札の適正化に努めているところである。今後は、過去の入札結果の検証等を踏まえ、指名業者の入れ替え数を増やす等の指名方法を工夫し、より競争性や公正性が発揮される入札の確保に努める。</p> <p>【八幡西区役所】 例年指名業者に大きな変化がないという指摘であるが、平成16年度の入札において、12者を指名し、うち2者を新規に指名した。その結果、新規指名業者が落札し、落札価格も平成15年度の9割弱となった。 さらに、平成17年度契約にかかる入札においては、計10者を指名した。指名業者の選定に際しては、平成16年度の入札実績、指名要望等を考慮したうえで、新たに2者を指名し、平成16年度入札参加者のうち4者を指名しないこととした。 以上より、平成16年度、17年度においては、適正且つ有効な競争が確保できたと考えている。今後も定期的にモニタリング等を行うことにより、適切な入札事務を心がけたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>2. 市政連絡事務</b></p> <p>各区統一的に委託先から実績を報告させ、実質的な履行確認をする必要がある。 【各まちづくり推進課、総務市民局地域振興課】</p> <p>支払関係の書類に「履行確認した」との記述はあるが、単に「履行しているはず」との判断で記述しているのみであり、その根拠となる実施報告書などを委託先から受け取っていない。業務を委託して委託料を支出する以上、配布実績報告などを提出させ、実質的な履行確認をする必要がある。また、委託料の支払にかかる領収書(受領印)の受取などについても区ごとに取扱いが異なるため、市として統一的に事務処理する必要がある。なお、平成15年度定期監査の指摘により、平成16年度から様式を定め、統一的に履行確認(報告)を行うこととしたとのことである。</p> <p>市政だより配布の趣旨を踏まえて配布方法等の見直しが必要である。 【各まちづくり推進課、総務市民局地域振興課、広報室広報課】</p> <p>本委託業務によって、市内のすべての世帯に市政だより等が配布されているわけではない。区によって、委託対象世帯割合にかなりの差があるが、市全体で見ると、市の世帯数の2割程度については、本委託業務の対象外となっている。現状では、自治総連合会を通じた配布方法であるため、町内会や自治会への加入状況からすれば、約2割の世帯に配布されていないことになる。担当課によると、町内会に加入していない世帯でもまとまって希望すれば、別途配布するとのことであるが、依然として、多くの世帯に配布されていないのが実情である。「市政だより」発行規則によると、第1条で市政だより発行の趣旨を「市政に関する事項を市民に周知し、市政の円滑な運営に資する」としており、また、第4条では、市内各世帯に無料で配布するとされ</p>	<p>平成15年度定期監査の指摘を受け、平成16年度から様式を定め、統一的に履行確認(報告)を行うこととした。</p> <p>市政連絡事務の見直しについては、現在、検討をおこなっているところである。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ている。したがって、本委託業務の委託先を含めた配布方法等について見直す必要がある。例えば、町内会加入率の低い地区では、自治総連合会への委託による配布の他に、別途、配布委託先や配布方法を検討することなどである。</p> <p><b>3 . 市民福祉センター管理業務等</b></p> <p>小倉北区の清掃業務の予定価格は、より精緻に積算する必要がある。【小倉北区役所まちづくり推進課、総務市民局地域振興課】</p> <p>門司区、小倉北区、八幡西区の清掃業務の予定価格について確認したところ、積算方法がそれぞれ異なっていた。その中では特に、小倉北区では、単に前年度の予定価格総額をもとにして、<math>m^2</math>当たりの単価<math>\times</math>施設の延床面積で、業務全体を一括して算出する方法がとられており、作業内容ごとに単価と数量を乗じて算出し、積上げるような方法ではない。例えば、門司区では日常清掃と定期清掃を分けた上で、施設や頻度等で区分して面積<math>\times</math>単価<math>\times</math>回数で計算されている。小倉北区でも、他区を参考としつつ、それぞれの施設区分や業務内容に合わせて、積算方法をより精緻化する必要がある。</p>	<p>従来、前年度の見積額から算出した<math>m^2</math>単価を基礎として積算していたが、平成 17 年度は建設物価表の記載単価を基礎として積算するなど、予定価格の精緻化を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>清掃業務等については、予定価格の積算方法を統一することが必要である【各まちづくり推進課、総務市民局地域振興課】</p> <p>清掃業務、エレベーター保守点検業務、警備保障業務、空調冷暖房機保守点検業務（以下、「清掃業務等」という。）について、予定価格の設定を確認したところ、区ごとにその積算方法が異なっていた。特に、新規に設置されている市民福祉センターについては、施設構造が類似しており、区または地域による違いはないため、管理業務内容の標準化が可能であると言える。したがって、事務手続の簡略化のためにも、市の統一的な積算基準の設定が必要である。</p> <p><b>4 . 一般維持業務等</b></p> <p>実態が正確に反映される形で契約関係書類を作成する必要がある。【各まちづくり整備課、建設局道路技術課】</p> <p>本委託業務はいずれも緊急業務ということで、起工・契約伺い、一般支出決議書、見積書兼請書、工事完了報告書はすべて工事完了後に事後的に作成されている。そこで、書類の内容を確認したところ、実態を踏まえた内容となっていないものが見られた。例えば、小倉北区一般維持業務委託（その1）の場合、書類上は4月1日契約、4月14日工事完了となっているが、実際の工事は4月14日までに終了していない。実際に完了報告書が提出され、支払がなされたのは6月である。緊急業務としての特殊性は理解できるが、書類上で実際の事務手続や業務の実態が正確に記載されていない状況は改善する必要がある。</p>	<p>各区の積算状況等を調査の上、統一的な積算基準の設定を平成17年度に検討を行う。</p> <p>平成17年4月20日付で環境整備事業の執行要領を改定し、指定期間（指示期間：当概年の5月1日から翌年の4月30日まで）と施工期間（同5月15日まで）及び精算可能期間（同5月31日まで）を別途設け、書類上と実態が正確に記載できるよう改善した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>業者への指示は統一的な指示票で行うとともに、管理台帳を整備する必要がある。【各まちづくり整備課、建設局道路技術課】</p> <p>本委託業務等について市の方針が示されている「環境整備事業の施行方針」によると、事業の執行管理は係員が指示する指示票に従い、指定業者が受理の確認（サイン）を行うものとされているが、各区統一的な指示票がない。業者に対して正確に業務内容を伝えるとともに、市に依頼してきた市民等とのトラブルを避けるためにも、業者への指示は、規定どおり統一的な指示票によって適正に行う必要がある。さらに、指示票は、市民等の申出の受付から業務の完了確認に至るまで、一つ一つの業務を管理する書類としても重要であるが、その役割を十分果たしていない。環境整備事業は細かい業務の積み重ねであるが、それらを一一つ迅速かつ確実に、しかも緊急性の高いものから処理することが重要であり、それを管理するため、現状の指示票等をもとに統一的な管理台帳等を定め、適切に運用する必要がある。</p> <p>入札結果を分析し、競争性のある入札となるように工夫する必要がある【各まちづくり整備課、建設局道路技術課】</p> <p>本業務の委託先については、年度当初の緊急工事入札（指名競争入札）に基づき、その落札業者が年間の委託業務も併せて担うこととなっている（当該工事契約に添付されている環境整備事業特記事項に明記）。八幡西区内 3 地区の年間委託業者を選定する工事入札の結果について、平成 11 年度～平成 16 年度の 6 年間で分析すると、2 地区については 2 業者ずつ合計 4 業者が隔年ごとに交代で落札していた。結果的に、競争性が有効に機能した入札であったとは言い難い。</p> <p>また、門司区の地区 1 では平成 4 年～平成 15 年の 12 年間、同区の地区 2 では平成 7 年～平成 15 年の 9 年間、いずれも同じ</p>	<p>業者に対して正確に業務内容を伝えるため、管理台帳（受付簿）及び指示票の統一を行い、記入漏れ等が無いように担当者に周知・徹底を行った。</p> <p>平成 17 年度の入札にあたっては、業者選定について下記の措置を講じた。  門司区及び小倉北区の一般維持業務について、平成 17 年度は、新規参入を希望する業者と面接したうえで、調書の提出を求め、一定の基準を満たしていることを確認して指名した。  門司区の北部、南部地区の一般維持業務について、指名業者数に変化はないが、1 社ずつ業者を入れ替えた。  小倉北区の一般維持業務は 1 社増加した。  八幡西区北部、中部地区の簡易浚渫業務について、平成 17 年度は、新規に 5 社の業者を選定に加えて、北部地区と中部</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>業者が落札している。しかも、100%近い落札率が続いている。平成 11 年度からの 5 年間はいずれも 5 業者ずつ指名されているが、地区 1 では 3 業者、地区 2 では 4 業者が 5 年間同じである。特に地区 1 では落札業者と次点業者が固定され、その入札額の差は僅差（落札価格に対する差額の比率 0.1%～0.9%）である。</p> <p>過去の入札結果を前提にすると次点業者が落札することは比較的容易であったと考えられ、指名された業者の落札意欲にも疑問が生じる結果である。</p> <p>さらに、小倉北区でも、平成 11 年度～平成 16 年度の 6 年間、同一の業者が落札していた。6 年間の指名業者の変化は平成 12 年度に 6 業者から 5 業者に減ったことと、平成 14 年度に 1 業者が入れ替わっただけであり、延べ 31 回の参加機会に対して実際には 7 業者しか指名されていない。</p> <p>緊急業務は 24 時間、365 日対応できる体制を整えることが必要であり、対応できる業者が少ないという特殊事情は理解できる。しかし、市としては、少なくとも上記のように入札結果を分析する必要がある。</p> <p>その結果、疑問の生じるような状況が明らかとなった場合、早期に指名業者や入札方法を見直すなどの具体的な対策を行い、競争性のある入札となるように工夫する必要がある。</p> <p>小倉北区の予定価格調書等は契約関係書類として 5 年間は保存する必要がある。 【小倉北区役所まちづくり整備課】</p> <p>1) 予定価格調書の保存 小倉北区において、業者を選定する工事の予定価格調書を過去のものも含めて請求したところ、平成 14 年度以前の予定価格調書は廃棄されていた。担当課によると、緊急工事・委託業務は、平成 15 年度まで小倉北建設事務所が担当していたが、そこでは、入札執行後、予定価格調書を封筒から出し、個別事業の事跡とは別のファイルで予定価格調書のみを綴じて翌年度まで保存され、そこで廃棄されていたとい</p>	<p>地区とでの重複選定を解消して 1 回のみを選定とし、業務委託する区域内に所在する 6 社ずつの業者を選定した。八幡西区南部地区についても新規に 4 社の業者を追加して選定した。</p> <p>平成 16 年度より委託業務の予定価格調書は事跡に綴って保管し、第 3 種の「契約及び工事の執行に関すること」として 5 年間保存することとした。</p> <p>環境整備事業の工事に従事する人員、車両、工事責任者の届出書類は平成 16 年度より第 3 種の「契約及び工事の執行に関するもの」として 5 年間保存することにした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>うことである。現在、本業務を所管しているまちづくり整備課においても同様の方法を踏襲しているということである。業務委託契約事務の手引きによると、入札執行後の予定価格調書は事跡に綴って保管することとされている。また、市文書管理規則では、第3種の契約及び工事の執行に関するものに相当すると考えられるため、5年間保存する必要がある。したがって、現状の方法は、これらの規定の趣旨に反している。また、予定価格調書以外に予定価格を記した書類がないため、例えば、後年、入札に係る問題が発覚しても予定価格を証明するものが残っていないことになる。</p> <p>予定価格調書は契約関係の書類として重要なものであり、事跡と一緒に5年間は保存する必要がある。</p> <p>また、その際、業務委託契約事務の手引きにあるように、入札執行後の予定価格調書は、所属長が確認印を押印し、再びシール、糊等で封をして保管すべきである。</p> <p>2) 工事に従事する人員、車両、工事責任者の届出書類の保存</p> <p>委託業者の選定に係る工事契約には、環境整備事業特記事項が添付されているが、そこでは「あらかじめ、市に工事に従事する人員、車両及び工事の責任者を届け出なければならない。」と明記されている。そこで、平成15年度に業者から提出された書類（工事に従事する人員、車両、工事責任者）を請求したところ、すでに廃棄されていた。担当課によると、これらの書類は契約に関する事跡に綴られるのではなく、別途、担当者の作業用のファイルに綴られるため、保存されていないとのことである。これらの書類は市文書管理規則における第3種の契約及び工事の執行に関するものに相当すると考えられるため、契約関係の事跡に綴り、5年間は保存する必要がある。ただし、個々の細かい委託業務ごとに同じ書類をすべて綴るのではなく、別途、1年間の緊急工事・緊急委託業務の共通の事跡として綴るなど、具体的な保管方法については工夫の余地がある。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>5 . 小倉北区河川水路清掃浚渫業務</b></p> <p>年間委託業者以外の業者に業務を委託しているケースが見られた。【小倉北区役所まちづくり整備課、建設局下水道河川計画課】</p> <p>河川に関する緊急清掃についても、前述の一般維持業務委託と同様に年度当初の工事入札で業者を決めて、年間、同一業者に委託することとなっている。そこで、本委託業務を含めて小倉北区の河川水路清掃浚渫業務委託全体を見たところ、年間14契約あるうち、2契約については、当初選定された業者とは別の業者に依頼していた。担当課によると、広範囲の土砂の撤去や機械による洗浄清掃は、年間契約した緊急業者では困難であったため、高圧洗浄機械を所有し、当該業務を行うに当たり最適であると判断した下水道緊急業者に指示したとのことである。しかし、業者の選定根拠が明らかにされておらず、適切な措置であったとは言えない。年間の業務を委託した業者から再委託させるか、別途、入札や見積もり合わせなどで業者選定を行うなど、適正な手続をする必要があった。</p> <p><b>6 . 小倉北区下水道清掃浚渫業務</b></p> <p>8件の委託業務について、事跡一式が紛失していた。【小倉北区役所まちづくり整備課】</p> <p>本委託業務については、平成16年度に小倉北建設事務所から区役所に所管替えが行われたが、それに伴う引越しの際に事跡一式が紛失し、監査時点では所在が不明であった。同様に事跡が見当たらない業務は、他の下水道清掃浚渫業務を含めて合計8件分に及ぶとのことである。市文書管理規則29条別表によると、契約及び工事の執行に関するものは5年間保存しなければならないとされており、探し出す必要がある。また、再発防止についても検討する必要がある。</p>	<p>平成16年度より当該委託業務については年度当初に決まった緊急業者のみとの契約とした。また、広範囲の土砂の撤去や機械による洗浄清掃の場合は、別途見積り合わせを行い、業者選定を行った。</p> <p>事務所内、文書保管倉庫など再度探したが、事跡は見つからなかった。</p> <p>平成16年度からは各係ごとに工事事跡を保存する場所を定め、事跡の紛失が起こらないよう改善した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>7. 放課後児童健全育成事業</b></p> <p>委託先に求める業務内容等を具体的な指針等として設定しておく必要がある。 【各保健福祉課、保健福祉局児童家庭課】</p> <p>委託業務要綱第15条第2号によると、業務の実施過程においては、業務の進行状況について委託先に報告を求め、または実地調査を行い、必要な場合は委託先に対する指導または助言を行うこととされている。また、同条第3号では、業務が完了したときは、速やかに委託先から業務の完了報告書等を徴するとともに履行の確認または成果物の検査及び検収を行うことが求められている。そこで、まず、本委託業務の契約書を確認すると、第1条において6項目が委託の内容として挙げられている。また、各クラブの運営は、契約書以外にも、市の定める放課後児童健全育成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）各運営委員会が定める運営委員会規約、同細則、及び指導員就業規則（以下「運営委員会規約等」という。）によって実施されているが、全体的に見るとそれらに記載されている委託業務の内容は、抽象的で具体性に欠けると言える。特に、最も具体的であるべき運営委員会規約等の記載内容は、事業計画書として日単位ないしは週単位での計画が添付されているケースから、契約書及び実施要綱と同程度の抽象的な内容のケースまで、各運営委員会ではばらつきがある。市は、運営委員会規約等の策定の際に助言及び指導を行っており、また、新たな市民ニーズへの対応という観点から規約等を改訂する際にも同様の助言、指導を行っているとのことである。これによって受け入れ対象学年の拡大、クラブの土曜日開設、障害児受け入れ等の実現に結びついた点は十分評価できるところである。しかし一方、委託業務の進行管理や委託契約の履行確認という観点からは、市として、委託先に求める最低限のガイドラインもしくは指針等といったものが必要である。このような指針等に基づくことによ</p>	<p>平成17年度委託契約については、各クラブへの委託契約説明会において、従前の内容で説明を行なったところであるが、平成18年度委託契約では、各運営委員会の自主性の尊重にも配慮しながら改善に向けて検討したい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>て初めて、各運営委員会による運営の実態調査の結果を評価することが可能となり、より効果的で分かりやすい指導、助言が可能になる。また、履行確認のポイントも、より明確になるはずである。確かに、各運営委員会の自主性を尊重し、市の関与は最小限にとどめるべきであるとの考え方もあるが、各運営委員会の裁量権が認められるのは、あくまで市の委託目的の範囲内であり、そのことを具体的な指針等として設定しておくことは当然のことであろう。また、市が職員の異動等によっても一貫した指導、助言を継続して行なうことができるようにしておくためにも、重要である。</p> <p>委託業務で使用する施設の基準を明確にする必要がある。【各区保健福祉課、保健福祉局児童家庭課】</p> <p>委託先が事業を行う施設としては、実施要綱第6条第6号で、「その他民間または個人の施設のうち市長が適当と認めるもの」とされているが、「市長が認めるもの」の内容が明確になっていなかった。市としては、クラブの開設時において調査を実施し、児童の安全確保に問題がないことを確認した上で委託しており、また、不定期ではあるが各運営委員会への実地調査により、施設面の安全確認等を行っているとのことである。しかし、市が主体となって同事業を行っている以上、児童の安全確保や事業の効果等の観点から施設基準を明確にした上で、各委員会に対して必要な指導・助言を行う必要がある。</p> <p>毎年度、業務着手に当たっては、委託先から実施計画書を徴する必要がある。【各保健福祉課、保健福祉局児童家庭課】</p> <p>委託業務要綱第15条第1号において、業務に着手するときは、あらかじめ委託先から業務の実施計画書を徴するとともに、必要な場合は、当該実施計画の内容について調整を図ることが求められている。しかし、本委託業務では、着手時において、委</p>	<p>今後の委託契約に向け、「市長が適当と認めるもの」の内容について、明確にするよう検討している。</p> <p>平成17年度契約分から各クラブの運営委員会開催計画、年間の行事計画を徴し、事業実施予定を把握した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>託先から実施計画書もしくは年間スケジュール等の入手は行われていない。市としては、実施要綱や運営委員会規約等をもって、実施計画書に代えているとしているが、あくまで委託契約は1年ごとの契約であり、実施計画の内容もその年度によって異なってくるはずである。したがって、毎年度の業務着手に当たっては、その都度、委託先から具体的な実施計画書を手し、必要な助言・指導を行う必要がある。</p> <p>「収支実績」の適正化を図るとともに、履行確認を徹底すべきである。【各保健福祉課、保健福祉局児童家庭課】</p> <p>委託契約の履行確認の際には、実際の支出額が委託契約の趣旨に沿った妥当なものであることを委託者の立場から検証することが重要であるが、そのためには、収支実績が適切かつ共通のルールに基づいて報告されることが不可欠である。そこで、平成15年度を中心として、委託先から提出された「収支実績」を閲覧したところ、記載方法が統一されていないなど、問題点が散見された。収支実績は、契約期間終了後、委託先から報告されているが、市では形式的な書面チェックのみが行われている。また、収支実績の記載上の不備等については、特に運営委員会への指導は行われていない。各収支実績のすべての内訳金額を精査することは現実的ではないが、少なくとも、常識的に見て疑問な点や不明な点に関しては、各運営委員会に問い合わせを行なう必要がある。委託料が目的に沿って、適正に使用されていることの確証を得るべきである。そして、その前提として、収支実績の記載方法の統一化や記入要領の整備等も必要である。</p>	<p>新年度契約時の各クラブ説明会において提出書類の書式を統一し、記載方法の説明を行った。今後も、記載方法については、口頭及び書面で随時説明を行っていく。</p> <p>また、「収支実績」に疑問点や不明な点があった場合は、各運営委員会に問い合わせをし、委託料の適正な使用について指導しており、今後も必要に応じ各運営委員会に問い合わせや指導を行い、委託料の適正な執行に努めたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>・ 総務市民局 1. 本庁舎管理業務</p> <p>エレベータ保守では、仕様書に対応した実施計画書を提出させる必要がある。【庁舎管理課】</p> <p>エレベーター保守業務の仕様書では、保守点検、リモート点検、異常監視・直接通話等が業務内容となっている。このうち、保守点検については、巻上機や乗場戸締仕掛等の各種部品の調整や配管、配線の検査、部品交換及び修理について、具体的に列挙されている。一方、業者から提出された実施計画書の内容を確認したところ、エレベーターの点検を行う回数と予定日等が列挙されているだけであり、仕様書に比べると具体性に欠ける。この実施計画書では、仕様書によって市が求めている業務内容とのつながりが分かりにくく、業務が仕様書どおりに実施されるかどうか、判断できない。本来、実施計画書は、業務の進行管理、履行確認をする際に不可欠な書類である（委託業務要綱第15条）。また、継続的委託業務の見直しが求められているが（委託業務要綱の一部改正についての通知）、その検討結果を委託先に周知徹底する場合にも、実施計画書の入手及び内容の確認が重要となる。本業務については、32年間と長期にわたって同一業者に委託するとともに、毎月、仕様書の項目に沿った点検結果報告がなされていることなどから、特に問題は生じてこなかったと思われるが、実施計画書が有効に機能するように、仕様書の内容に対応する形で、毎年、具体的な実施計画書を提出させるべきである。</p>	<p>平成 17 年度より、仕様書に対応した具体的な実施計画書を業者に提出させている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>2．日帰り人間ドック及び保健看護業務</b></p> <p>日帰り人間ドックでは積算資料が作成されていなかった。【給与課】</p> <p>平成 15 年度及び過年度の日帰り人間ドック業務については、委託料算定の基礎である積算資料が、作成されていなかった。予定価格の積算根拠が明らかにされていないことになり、また、契約金額や決算額の妥当性を検証するためにも積算資料は不可欠のものである。予定価格の設定に当たっては、積算資料を作成しておくことが必要である。</p> <p>なお、平成 16 年度からは積算資料を作成しているとのことである。</p> <p>決裁書に決裁日が記入されていなかった。【給与課】</p> <p>日帰り人間ドック業務の起案書類のうち、件名が「平成 15 年度人間ドック委託料の支出金額変更について」に関しては、決裁日付が記入されていなかった。また、総務市民局の他の委託業務においても、決裁日が鉛筆書きされている事例が見られた。単に、形式的な問題にとどまらず、決裁日という事実関係を証明するものとして、漏れなく記述することが必要であり、また、改竄できないように記入する必要がある。</p> <p>保健看護業務では事前確認表を作成する必要がある。【給与課】</p> <p>保健看護業務では、平成 12 年度以降、「随意契約により契約する場合の事前確認表」が作成されていなかった。委託業務要綱第 9 条では、随意契約に当たって、必ず事前確認をすることとなっており、規定に反している。事前確認表の作成を徹底する必要がある。</p> <p>なお、平成 16 年度からは事前確認表を作成しているとのことである。</p>	<p>左記のとおり、平成 16 年度からは、指摘の積算資料を作成し、適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>平成 16 年度より記入するように改善を行った。(平成 16 年度からは電子決裁を行っており、完結時に決裁日を入力するようにしている)</p> <p>左記のとおり、平成 16 年度からは、事前確認表を作成し、適正な事務処理を行うよう改善した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>3 . 住居表示事業</b></p> <p>毎年度、積算内容等を見直して予定価格を設定する必要がある【区政課】</p> <p>維持管理事前調査等の予定価格の積算を確認したところ、一人当たりの日当や処理世帯数については、過去5年間見直されていない。一方で、入札の落札率は低下傾向にあり、業者の努力もあると思われるが、予定価格が実態から乖離しつつあるという見方もできる。委託業務要綱第7条及び、同要綱の一部改正について（通知）にしたがって、入札を行うごとに、業務内容等を見直した上で予定価格を算定する必要がある。</p> <p><b>4 . 市庁舎案内業務</b></p> <p>競争入札が有効に機能するように、具体的な対応が必要である。【広聴課】</p> <p>毎年度、指名競争入札が実施されているが、結果的に長期にわたって特定の業者が落札している。入札結果をみると、次のような点が読み取れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 落札率が100%に近い。</li> <li>2) 落札価格はほぼ一定であり、特に平成12年度からの4年間は全く同じである。</li> <li>3) 予定価格もほぼ一定であり、平成13年度と平成14年度は同額である。</li> <li>4) 入札参加業者は、平成13年度以降に1業者追加されただけで、ほとんど変わっていない。</li> <li>5) 1千万円を超える予定価格であるが、各年度の各業者による入札価格の幅は60万円の範囲内にある。</li> <li>6) 落札価格と次点の入札価格との差は数万円程度である。</li> <li>7) 入札参加業者のうち、予定価格以下で入札しているのは落札業者のみである。</li> </ol> <p>特に、4)～7)から、他の指名業者も予定価格を推測することが可能であるとともに、各入札価格も落札業者とそれほど変わらないにも関わらず、前年度の落札価格を下</p>	<p>平成17年度事業より、指摘の日当、処理世帯等の積算内容の見直しを行う。 （平成17年8月の入札時まで実施）</p> <p>平成17年度は、競争入札をより有効に機能させるため、新たに業者2社を加え、入札を実施した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>回るような入札価格は設定していない。入札業者の落札意欲にも疑問が生じる状況であり、入札の競争性が機能しているとは言い難い。市として、このような状況を把握した場合、指名業者の追加や入替えなど、何らかの対応が必要である。競争入札が有効に機能するように改善する必要がある。</p> <p><b>5 . 消費生活センター 関連清掃業務</b></p> <p>類似業務同士で入札結果等を比較分析する必要がある。【消費生活センター】</p> <p>門司消費生活センター及び計量検査所の清掃委託は、両方とも毎年、指名競争入札が実施されているが、入札結果は対照的である。門司消費生活センターは、平成 11 年度から平成 14 年度にかけて、予定価格はほぼ一定であるが、落札価格が下がっているため、落札率は 50% 台まで低下してきている。平成 15 年度は予定価格を低く設定したため、100% に近い落札率になっている。落札業者は平成 13 年度で一度入れ替わっている。一方、計量検査所の方は、5 年間同じ業者が落札し、落札率も 99% 程度が続いている。落札価格及び予定価格とも、5 年間ほぼ一定である。同じ清掃業務であるが、このように異なる結果が出ているのは、予定価格の設定に原因があるのか、業者側の対応が違うのかなど、実態は不明だが、市としては、少なくとも詳細に比較分析をする必要がある。そして、入札の競争性等に関して疑問の生じる状況を把握した場合には、指名業者の追加・入替えや入札方法の見直しなど、具体的な対応策を講じる必要がある。</p>	<p>計量検査所の清掃業務委託の予定価格について、他の類似業務委託の予定価格との比較検討を行い、予定価格の適正化を行う。</p> <p>平成 17 年度は、入札の競争性をより高めるため、1 社追加し、7 社により指名競争入札を実施した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>・ 企画政策室 1. 洞海湾横断鉄道の事業化可能性調査</p> <p>予定価格の設定を適切に行う必要がある。【企画調整課】</p> <p>本業務の設計金額をもとにして設定された予定価格は設計金額を上回っていた。結果的に契約金額が設計金額をわずかに下回ったため、特に実質的な問題は生じなかったと思われるが、委託先からの見積金額によっては設計金額を上回る金額で契約せざるを得ない事態も生じたはずである。なお、予定価格設定に関する詳細な事情については、監査において確認できなかった。委託業務要綱の一部改正についての通知（平成 11 年 2 月）においても、予定価格の積算方法等については経済性を重視した統一的な取扱いをすることとされているように、予定価格の設定に際してはより低い価格設定の可能性を念頭において行うべきである。したがって、一旦、適正と判断された方法で設計金額が積算（あるいは設定）された場合、それを上回って予定価格を設定することは特別な事情を有する場合に限定される。予定価格の設定については、設定権者以外がチェックできない性格のものであるだけに、より慎重を期し、適切な事務手続を行うべきである。</p>	<p>予定価格の設定に関しては、市契約規則及び委託業務要綱に基づき処理を行っているところであるが、今回のご指摘を厳粛に受け止め、今後適正な予定価格の設定を行うよう、予定価格設定権者に対し周知徹底を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>委託契約書に、再委託に関する条項を記載する必要がある。【企画調整課】</p> <p>市と委託先との間で交わされた委託契約書には再委託等の禁止に関する条項が設けられていなかった。委託業務要綱第11条では委託契約書に「再委託に関する事」を記載するよう規定しており、本業務の場合はそれに反している。同条ただし書きでは、委託業務の性質または内容によって契約書の再委託に関する記載を省略できることとなっているが、本業務が他の調査委託業務と比べて特別の性質・内容を有しているわけではない。他の委託業務と同様に、委託契約書に再委託等の禁止に関する条項を加える必要がある。</p>	<p>ご指摘の調査案件は特命随意契約によるものであり、委託先が過去の実績も豊富でかつ信用度も高かったことから、契約書に再委託の禁止に関する条項の記載を設けなかったものである。</p> <p>指摘を受けて、委託業務要綱を再度確認し、再委託の禁止に関する条項の記載を行うよう周知徹底を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>・ 建築都市局 1. 北九州モノレール経済波及効果調査業務</p> <p>企画政策室との協議を行う必要がある。 【経営管理室】</p> <p>委託による調査等の調整に関する規程によると、市が委託して行う調査、研究及び計画案の作成について、総合調整を行うことにより調査等の重複競合を避けるとともに調査等の結果の効率的活用を図るため、企画政策室長と協議を行うこととされている。具体的には、調査等の企画執行に当たって、下表のとおり資料を提出し、企画政策室長と協議しなければならないが、実際には行われていない。規程に従って、適正な事務手続が必要である。</p> <p>委託先から提出させた業務計画書は契約関係の事跡として保存する必要がある。 【経営管理室】</p> <p>委託業務要綱第15条では「業務に着手するときは、あらかじめ委託先から業務の実施計画書を徴するとともに、必要な場合は、当該実施計画の内容について調整を図ること。」とされている。本業務では、業務計画書を徴していたが、契約関係の事跡とは別のファイルに綴じられていた。業務計画書は、市の仕様書どおりの業務を適切なスケジュールで行う予定であることを事前に確認し、必要があれば指導、調整を図るために必要となる。また、業務開始後も、市による進行管理や履行確認の際に適宜、参考とすべき重要な契約関係書類である。本件のように、業務計画書が契約関係書類の事跡とは別に綴じられた場合、市文書管理規則に定められている5年間までは保存されない可能性があるため、契約関係の書類と同じファイルで保存する必要がある。</p>	<p>調査等委託業務に関する事前協議手続きは、現在、全市的にほとんど機能していないため、企画政策室において、事前協議の必要性や方法等の検討を行っており、その検討結果に基づき対応を行う。</p> <p>委託先から徴する業務計画書等については、長期的な事跡保管などを考慮し、契約関係書類として同じ事跡に保存するよう処理した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="204 273 603 309"><b>2 . 新 若 戸 道 路 採 算 検 討 業 務</b></p> <p data-bbox="204 353 785 430">業 務 内 容 を 具 体 的 に 示 し た 仕 様 書 を 作 成 す る 必 要 が あ る 。 【 経 営 管 理 室 】</p> <p data-bbox="204 474 785 1146">本 業 務 を 委 託 す る に 当 た っ て 、 設 計 書 に 特 記 仕 様 書 が 添 付 さ れ て い る が 、 業 務 内 容 を 具 体 的 に 示 す も の と な っ て い な い 。 担 当 課 に よ っ て 、 設 計 書 ( 金 額 抜 き ) と 口 頭 で の 説 明 に よ っ て 、 入 札 参 加 業 者 や 委 託 先 に 理 解 し て も ら え る と い う こ と だ が 、 設 計 金 額 の 積 算 や 入 札 参 加 業 者 の 入 札 金 額 の 設 定 、 委 託 先 に よ る 業 務 の 実 施 、 市 の 履 行 確 認 な ど は す べ て 仕 様 書 に 基 づ い て 行 わ れ る べ き も の で あ る 。 具 体 的 な 業 務 内 容 を 示 し た 仕 様 書 が な い ま ま 、 こ れ ら の 事 務 手 続 が 行 わ れ て い た 場 合 、 第 三 者 か ら み る と 、 手 続 の 適 正 性 は も ち ろ ん の こ と 、 委 託 業 務 の 必 要 性 自 体 に も 疑 問 が 生 じ る 状 況 に あ る と い え る 。 委 託 業 務 を 実 施 す る 際 に は 、 委 託 業 務 要 綱 第 5 条 の 規 定 に 従 い 、 必 ず 業 務 内 容 等 を 示 し た 仕 様 書 を 作 成 す る 必 要 が あ る 。</p> <p data-bbox="204 1191 785 1294">委 託 先 か ら 提 出 さ せ た 業 務 計 画 書 は 契 約 関 係 の 事 跡 と し て 保 存 す る 必 要 が あ る 。 【 経 営 管 理 室 】</p> <p data-bbox="204 1339 785 1980">委 託 業 務 要 綱 第 15 条 で は 「 業 務 に 着 手 す る と き は 、 あ ら か じ め 委 託 先 か ら 業 務 の 実 施 計 画 書 を 徴 す る と と も に 、 必 要 な 場 合 は 、 当 該 実 施 計 画 の 内 容 に つ い て 調 整 を 図 る こ と 。 」 と さ れ て い る 。 本 業 務 で は 、 業 務 計 画 書 を 徴 し て い た が 、 契 約 関 係 の 事 跡 と は 別 の フ ェ イ ル に 綴 じ ら れ て い た 。 業 務 計 画 書 は 、 市 の 仕 様 書 ど お り の 業 務 を 適 切 な ス ケ ジ ュ ー ル で 行 う 予 定 で あ る こ と を 事 前 に 確 認 し 、 必 要 が あ れ ば 指 導 、 調 整 を 図 る た め に 必 要 と な る 。 ま た 、 業 務 開 始 後 も 、 市 に よ る 進 行 管 理 や 履 行 確 認 の 際 に 適 宜 、 参 考 と す べ き 重 要 な 契 約 関 係 書 類 で あ る 。 本 件 の よ う に 、 業 務 計 画 書 が 契 約 関 係 書 類 の 事 跡 と は 別 に 綴 じ ら れ た 場 合 、 市 文 書 管 理 規 則 に 定 め ら れ て い る 5 年 間 ま で は 保 存 さ れ な い 可 能 性 が あ る た め 、 契 約 関 係</p>	<p data-bbox="810 474 1391 654">業 務 に 関 す る 仕 様 書 に つ い て は 、 業 務 の 適 正 性 や 必 要 性 を 明 ら か に す る 上 か ら 、 業 務 委 託 発 注 に 当 り 、 業 務 内 容 等 を 示 し た 仕 様 書 の 作 成 を 必 須 事 項 と し て 処 理 す る こ と と し 、 担 当 職 員 へ の 周 知 徹 底 を 図 っ た 。</p> <p data-bbox="810 1339 1391 1496">委 託 先 か ら 徴 す る 業 務 計 画 書 等 に つ い て は 、 長 期 的 な 事 跡 保 管 な ど を 考 慮 し 、 契 約 関 係 書 類 と し て 同 じ 事 跡 に 保 存 す る よ う 処 理 し た 。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>の書類と同じファイルで保存する必要がある。</p> <p>繰越明許費の内訳と繰越理由を明らかにしておく必要がある。【経営管理室】</p> <p>本委託業務の決算額 5,145 千円のうち、1,526 千円は繰越明許費が充当されている。本業務に対して繰越明許費を充当することが妥当かどうかを確認するために、繰越明許費の内訳や繰越理由に関する書類を請求したところ繰越申請書のみであった。そこでは北九州都市高速道路関連事業の委託料及び工事請負費の翌年度繰越額（委託料 12,920 千円、工事請負費 65,961 千円）が総額で示され、繰越理由は「先行工事に日時を要したため」と記載されているだけである。明許繰越を行うに当たっては議会の議決を経ており、手続としては問題ないと思われ、また、予算の細かい使途まで管理することの弊害（事務処理の増大、柔軟な事業実施の制限等）も理解できる。しかし、各担当部署において、予算残のうち繰越額として妥当かどうかを判断したり、繰り越された明許費を翌年度どういう業務で使うべきかを判断するために、その繰越明許費が本来どういう使途（内訳）を想定して予算計上されていたのか、そしてどういう事情で繰り越されたのかについて、もう少し詳しく整理し、翌年度に引き継ぐ書面等があってしかるべきである。特に本業務においては、新若戸道路が、北九州都市高速道路事業に関連はしているが、北九州都市高速道路事業そのものではないだけに、繰越明許費を充当することが妥当であることを示す情報は重要である。また、同じ事業について平成 15 年度から平成 16 年度への繰越申請書をみると、引き続き委託料と工事請負費が繰り越されている。繰越明許費は翌年度への繰越のみ可能であり、翌々年度への繰越は認められていないが、適正に繰越が行われていることを確認するためにも、内訳や繰越理由はもう少し細かく明らかにしておく必要がある。</p>	<p>本業務は、都市高速道路の支援を目的として、一部、北九州都市高速道路関連事業繰越明許費を執行したものであるが、このような予算執行に当たっては、繰越理由を出来る限り分かりやすく、且つ明確にするなど適正な書類整理を行なった。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>3 . 市西部公共交通検討業務</b></p> <p>企画政策室との協議を行う必要がある。 【都市交通政策課】</p> <p>委託による調査等の調整に関する規程によると、市が委託して行う調査、研究及び計画案の作成について、総合調整を行うことにより調査等の重複競合を避けるとともに調査等の結果の効率的活用を図るため、企画政策室長と協議を行うこととされている。具体的には、調査等の企画執行に当たって、必要資料を提出し、企画政策室長と協議しなければならないが、実際には行われていない。規程に従って、適正な事務手続が必要である。</p> <p>透明性・競争性の高い業者選定とすることがある。【都市交通政策課】</p> <p>本業務では(財)北九州都市協会と特命随意契約を行っている。特命理由としては、業務の性格や同協会の実績などから「総合的、行政的な視野を持ち、当該業務に必要な技術を有する団体は上記団体以外にありません。」とされている。しかし、この事業の起工に当って、他のコンサル会社からも参考見積書を徴していること、そして契約金額のうち 77.9%と 8 割近くの金額が同協会から他の 2 社に再委託されていることから、上記の記述だけでは、特命理由が十分に説明されているとは言えない。また、特命理由書では「財団法人であることから経費の節減が図れます。」とされている。確かに市の基準では、財団法人の場合、株式会社よりも低い諸経費率で積算することになるが、市の積算と業者からの実際の見積額は別である。一般的に各業者からの見積額や入札額は受注への思惑を含んだ金額であり、市の積算基準の違いがそのまま業者の見積額に反映されとは限らない。したがって、本業務の場合、特命とするならば、同協会にしかできない業務を具体的に特定して明記すべきであり、また、高い再委託率となることの止むを得ない理由も明らかにすべきである。</p>	<p>調査等委託業務に関する事前協議手続きは、現在、全市的にほとんど機能していないため、企画政策室において、事前協議の必要性や方法等の検討を行っており、その検討結果に基づき対応を行う。</p> <p>特命委託である場合は、特命の理由を明確にし、その内容の専門性や特殊性等の視点から厳正な業者選定を行うよう課内での周知徹底を行った。</p> <p>平成 17 年度からは、業務内容・特命理由等について、より入念に精査することにより、透明性・競争性の高い業者選定を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>それらが説明できないのであれば、複数からの見積書入手や提案書のコンペ等を実施すべきであった。</p> <p>業務着手時に実施計画書を提出させる必要がある【都市交通政策課】</p> <p>委託業務要綱第 15 条では「業務に着手するときは、あらかじめ委託先から業務の実施計画書を徴するとともに、必要な場合は、当該実施計画の内容について調整を図ること。」とされているが、本業務では実施計画書を徴していない。委託業務要綱は工事に係る調査委託を対象外としているため、それに該当するとした場合には、直接、規定に反しているとは言えないが、委託先が業務に着手する前に、市の仕様書どおりに業務実施予定であることを確認することはどの委託業務にも共通する重要な点である。また、業務開始後も、市による進行管理や履行確認の際に参考とすべき重要な書類であり、他の委託業務と同様に、事前に実施計画書を提出させる必要がある。</p> <p>再委託業務の具体的な内容について、委託先から正確に提示させる必要がある。【都市交通政策課】</p> <p>本業務は、(財)北九州都市協会から他の 2 社に再委託されている。そのうち 13,000 千円の再委託については、再委託承認申請書で業務内容を「レーンバス計画及び電車跡地活用基本計画に係る地元、地権者との協議等補助業務」としている。しかし、「レーンバス計画及び電車跡地活用基本計画」は本業務の主な目的そのものであり、また、「地元、地権者との協議」もレーンバス計画及び電車跡地活用基本計画に係る説明資料作成である。さらに、担当課によると、再委託先は上記以外に用地調査なども実施しているとのことである。したがって、現状の再委託承認申請書では、委託業務の具体的な内容が正確に示されているとは言えない。再委託されている金額は、</p>	<p>委託業務の仕様書と具体的な作業とを比較し、適正な進行管理や履行確認を行うため、全ての委託について、あらかじめ委託先から実施計画書を徴するよう改善を図った。</p> <p>再委託承認申請書については、再委託の妥当性やその金額の経済性などを正確に把握するため、より具体的な業務内容を提示させるよう周知徹底を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>本業務の委託金額の 6 割を占めることから、市としても再委託の妥当性や再委託金額の経済性などを検討した上で承認する必要があるため、再委託業務の内容を正確に把握しなければならない。再委託承認申請書においては、より具体的に再委託の業務内容を提示させる必要がある。</p> <p><b>4. 現空港地区基本整備計画策定調査業務</b></p> <p>企画政策室との協議を行う必要がある。 【計画調整課】</p> <p>委託による調査等の調整に関する規定によると、市が委託して行う調査、研究及び計画案の作成について、総合調整を行うことにより調査等の重複競合を避けるとともに調査等の結果の効率的活用を図るため、企画政策室長と協議を行うこととされている。具体的には、調査等の企画執行に当たって、必要資料を提出し、企画政策室長と協議しなければならないが、実際には行われていない。 規定に従って、適正な事務手続きが必要である。</p> <p>透明性・競争性の高い業者選定とする必要がある【計画調整課】</p> <p>財団法人北九州都市協会への特命理由としては、1)都市計画全般に関する高度な技術を有する、2)市政の長期的なデータや情報を十分蓄積している、3)本市の都市計画マスタープランやルネッサンス構想に基づく様々な計画策定業務を受託している、の3点が挙げられている。</p> <p>1)は特命理由として必要条件であっても十分条件ではない。2)と3)についてはより詳細な説明が必要であるが、これが特命理由として妥当であるならば、長期的な市政データを必要とするような計画策定、あるいは都市計画マスタープランやルネッサンス構想に関連した調査業務は全て同協会に特命すべきということになる。 一方、同協会は契約金額 10,080 千円の</p>	<p>調査等委託業務に関する事前協議手続きは、現在、全市的にほとんど機能していないため、企画政策室において、事前協議の必要性や方法等の検討を行っており、その検討結果に基づき対応を行う。</p> <p>特命委託である場合は、特命の理由を明確にし、その内容の専門性や特殊性等の視点から厳正な業者選定を行うよう課内での周知徹底を行った。 平成 17 年度からは、業務内容・特命理由等について、より入念に精査することにより、透明性・競争性の高い業者選定を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>59.5%と約 6 割を別の業者に再委託しており、業務の半分以上は同協会ではなくてはならないというわけではないようである。</p> <p>以上から、特命理由としては説得力に乏しいため、もう少し詳細に同協会でなければできない業務を特定して示すとともに、高い再委託率についてやむを得ない理由を説明すべきである。明確な特命理由を示すことが出来ない場合は、複数からの見積書の入手や提案書のコンペの実施など、第三者にもその理由がわかるような形で業者を選定することが必要である。</p> <p><b>5 . 住宅政策推進・基礎調査業務</b></p> <p>透明性・競争性の高い業者選定とする必要がある。【住宅計画課】</p> <p>委託先への特命理由として、1)住宅に関する豊富な調査・計画の実績やデータを有している、2)市の住宅関連調査実績が豊富であり、市内の住宅の実態や住宅政策に精通している、が挙げられているが、「この業務を他に受託できる業者はない。」(特命理由書より)と断定できるだけの理由は説明されていない。業務内容をみる限り、対応可能な業者が他に全くいないとは言えない。ただし、過去の実績から、この業者が質の高い業務を、より効率的に実施できる可能性を有することは十分ありうるため、特命理由書においてその点を具体的に記載すべきである。あるいは、より客観的に評価し、第三者にそれを説明できるように、複数業者から業務実施方法と見積金額を提案させるコンペ方式などを採用する必要があった。</p>	<p>特命委託である場合は、特命の理由を明確にし、その内容の専門性や特殊性等の視点から厳正な業者選定を行うよう課内での周知徹底を行った。</p> <p>平成 17 年度からは、業務内容・特命理由等について、より入念に精査することにより、透明性・競争性の高い業者選定を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>6 . 市 営 住 宅 新 再 配 置 計 画 策 定 基 礎 調 査</b></p> <p>企画政策室との協議を行う必要がある。 【住宅整備課】</p> <p>委託による調査等の調整に関する規程によると、市が委託して行う調査、研究及び計画案の作成について、総合調整を行うことにより調査等の重複競合を避けるとともに調査等の結果の効率的活用を図るため、企画政策室長と協議を行うこととされている。具体的には、調査等の企画執行に当たって、必要資料を提出し、企画政策室長と協議しなければならないが、実際には行われていない。規程に従って、適正な事務手続が必要である。</p> <p>透明性・競争性の高い業者選定とすることがある。【住宅整備課】</p> <p>(財)北九州都市協会への特命理由として、1)市の現状・今後の動向等に精通している、2)委託に伴う諸経費が安価である、3)本業務で市営住宅入居者に係る項目についての分析などを行うため、個人情報保護の観点からデータの取扱いをより慎重を期す必要がある、という点が挙げられている。</p> <p>1)については特命理由として説明が不足している。報告書を見る限りは、統計データの整理・図表化とそこから読み取れる点のコメントの作成、及び住宅需要予測であり、特に市の動向に精通している部分が十分生かされている内容とは言えない。</p> <p>2)については、財団法人のため、市の積算基準上は株式会社よりも諸経費率が低いことを指している。しかし、業者による見積額や入札額は市の積算基準どおりに計算されるとは限らず、受注に向けた業者の思惑により決められる部分もあるため、複数業者で見積合わせや入札を行った場合、同協会が最も低い金額になるとは言い切れない。本業務の随意契約の理由として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の「時価に比して著しく有利な価格</p>	<p>調査等委託業務に関する事前協議手続きは、現在、全市的にほとんど機能していないため、企画政策室において、事前協議の必要性や方法等の検討を行っており、その検討結果に基づき対応を行う。</p> <p>特命委託である場合は、特命の理由を明確にし、その内容の専門性や特殊性等の視点から厳正な業者選定を行うよう課内での周知徹底を行った。</p> <p>平成 17 年度からは、業務内容・特命理由等について、より入念に精査することにより、透明性・競争性の高い業者選定を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>で契約を締結することができる見込みのあるとき」とされているが、上記のような疑問が生じるため、「著しく有利な価格」の見込みについてさらに説明を加える必要がある。</p> <p>3)は、同協会が市の100%出資団体であり、市の職員が派遣されていることを指していると考えられるが、同協会が市とは別の法人であることは他の民間業者と同じで、これは委託契約の中で個人情報保護や守秘義務の条項を定めて、遵守させることで対応すべき問題と言える。</p> <p>一方、同協会は契約金額のうち、およそ4分の3程度を他の業者に再委託しており、前述1)のような同協会の「精通部分」が金額的にもそれほど大きな比重を占めているわけではない。また、再委託先の民間業者も情報やデータを扱っていることになり、この点からも個人情報の保護という特命理由が意味を失っている。</p> <p>さらに、その再委託先は、本業務に関連して平成13年度に行われた調査業務においては、市から直接受託している業者である。また、前述の「平成15年度住宅政策推進・基礎調査業務委託」においても市が直接、特命随意契約を行っている相手先であり、今回、特に同協会に特命する必然性はない。</p> <p>以上の状況を踏まえると、既存の特命理由書の記述は特命の理由を十分に説明しているとは言えない。同協会でなければできない業務などをより具体的に明示すべきである。仮に説得力のある形で説明ができない場合は、特命とせず、複数業者から提案書（見積額を含む）を提出させるコンペを実施するなど、より競争性、透明性を有する方法で業者を選定することが必要であった。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>再委託申請承認の手續において契約予定金額を把握する必要がある。【住宅整備課】</p> <p>同協会から他の業者への再委託の際には、市との委託契約書の条文に従って、再委託承認申請書が市に提出されている。しかし、その申請書には再委託で予定されている契約金額が記されておらず、市の担当課でも把握されていなかった（監査時に市から同協会に問い合わせた上で概算金額が判明した）。市は再委託の申請を受けて、その必要性や妥当性、経済性等を判断することとなるが、金額面の情報がないと、再委託の業務内容に見合う金額であるかどうか、経済性に配慮した再委託金額になっているかなどが検討されないまま、再委託を承認することとなる。したがって、契約予定金額は業務内容とともに再委託を承認する際に欠かせない重要な情報である。また、合理的な理由がないまま再委託率が高すぎる場合には委託先との契約自体についても問題となるため、その意味でも再委託金額のチェックは必要である。</p> <p>再委託承認申請書の様式は特に定められたものはないが、再委託金額については必ず書面で提出させた上で、承認するかどうかの判断を下すことが必要である。</p>	<p>再委託金額は再委託を承認する際に欠かせない情報であるため、今後は再委託承認時のチェック項目の一つとして、再委託金額を書面で提出させるよう改善した。</p>